

学生便覧

令和2年度
(2020)

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科
(博士前期課程)
環境科学専攻

Department of Environmental Science
Graduate School of Fisheries and Environmental Sciences
Nagasaki University

令和2(2020)年度 水産・環境科学総合研究科(博士前期課程)
環境科学専攻行事予定表

【前期】

入学式	4月2日(木) 10:00～
オリエンテーション(M1)	4月7日(火) 13:30～
オリエンテーション(M2)	4月7日(火) 14:30～
授業開始	4月8日(水)
履修登録入力期間(前期・後期分)	3月下旬～4月上旬
履修登録変更期間	4月中旬
前期授業終了	8月5日(水)
夏季休業	8月6日(木)～9月27日(日)
前期成績発表	9月上旬
9月修了式	9月下旬

【後期】

履修登録入力期間(後期分の修整)	9月下旬～10月上旬
履修登録変更期間	10月中旬
授業開始	9月28日(月)
冬季休業	12月22日(火)～1月3日(日)
大学入学共通テスト試験場設営(休講)	1月15日(金)
大学入学共通テスト試験監督振替(休講)	1月20日(水)
後期授業終了	2月8日(月)
春季休業	3月22日(月)～4月2日(金)
後期成績発表	3月上旬
修了式	3月25日(木)

令和2(2020)年度水産・環境科学総合研究科(博士前期課程)
環境科学専攻カレンダー

		前 期						
		日	月	火	水	木	金	土
R2年 4月 (2020)					1	2	3	4
		5	6	7	8	9	10	11
		12	13	14	15	16	17	18
		19	20	21	22	23	24	25
		26	27	28	29	30	1	2
5月		3	4	5	6	7	8	9
		10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23
		24	25	26	27	28	29	30
		31	1	2	3	4	5	6
6月		7	8	9	10	11	12	13
		14	15	16	17	18	19	20
		21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30	1	2	3	4
7月		5	6	7	8	9	10	11
		12	13	14	15	16	17	18
		19	20	21	22	23	24	25
		26	27	28	29	30	31	1
8月		2	3	4	5	6	7	8
		9	10	11	12	13	14	15
		16	17	18	19	20	21	22
		23	24	25	26	27	28	29
		30	31	1	2	3	4	5
9月		6	7	8	9	10	11	12
		13	14	15	16	17	18	19
		20	21	22	23	24	25	26
		27	28	29	30			

		後 期						
		日	月	火	水	木	金	土
9月		27	28	29	30	1	2	3
	10月	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17
		18	19	20	21	22	23	24
		25	26	27	28	29	30	31
11月	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	1	2	3	4	5	
12月	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	31	1	2	
R3年 1月 (2021)	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30	
	31	1	2	3	4	5	6	
2月	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	1	2	3	4	5	6	
3月	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30	31				

※3Qは9月28日から授業開始

1Q,2Q

授業回数 (試験を含む)	月	火	水	木	金
	8	8	8	8	8

3Q,4Q

	月	火	水	木	金
	8	8	8	8	8

4月2日 入学式

授業日

8回目の授業及び定期試験日(試験を実施しない場合は補講日)

休業日等:1/15(金)は大学入学共通テスト準備,1/20(水)は大学入学共通テスト試験監督等振替

＝ クォーターの切れ目

はじめに

入学おめでとうございます。

水産・環境科学総合研究科の教職員を代表して、皆さんの入学を心より歓迎します。課程修了までの期間が皆さんにとって充実した研鑽と切磋琢磨の日々となれば幸いです。

本研究科は、前身である大学院生産科学研究科の改組により、2011年4月にスタートしました。研究科全体では、約100名の教員が、160名を超える大学院生、若手研究員とともに、多種多様な研究活動をおこなっています。

博士前期課程・環境科学専攻は、2015年4月に環境系旧2専攻の統合により開設されました。2020年度は本研究科にとって10年目、環境科学専攻にとっては6年目の年となります。

21世紀に入り、食と環境が世界的に大きな課題となっています。温暖化をはじめとする地球レベルでの気候変動の進行とともに、従来の農林水産業の構造では対応困難な局面が増えていくことが予想されます。これに対処していくためには、生態系の健全性とレジリエンスを回復・維持し、人間活動を生態系の生産力に見合った形に変えていくことによって、自然のシステムと人間のシステムの持続可能性を両立させることが大切となります。新しい令和の時代の自然と社会のあり方をリードする人材の育成に取り組むことが本研究科の責務です。食と環境の問題に取り組む有為の人材を育成するうえで、水産科学と環境科学が、また社会科学と自然科学が密接に連携・協働する、総合的な研究科が必要であり、それは社会の要請でもありました。

皆さんが在籍する環境科学専攻は、環境政策（社会科学系）と環境保全設計（自然科学系）とを深いレベルで連携させることにより、変貌する地球環境のもとの人間社会の持続的かつ調和的発展を実現することを理念としています。また直接的には、実用的な専門性と共に複眼的な視点を備えた環境科学分野固有の高度専門職業人を育成することを目的としています。これまで、環境系旧専攻から321名、また環境科学専攻から77名の先輩達が課程を修了し、環境に関わる社会のさまざまな職場で活躍しています。

環境科学という学問分野は、地域を対象とした研究が、そのまま世界の最前線の研究になり得る分野です。そして海と森と空で囲まれた変化に富む地形と多くの島々をもつ長崎は、この分野の教育と研究を行う上で、最高の条件を備えています。2016年に発足したアジア環境レジリエンス研究センターもその一助となるでしょう。

世界に目を向ければ、本研究科が特に力を入れて交流している大学が、中国、韓国、台湾、フィリピン、ベトナム、マレーシア、インドネシア、オーストラリア、ベルギー、ノルウェー、スウェーデンなどにあります。台湾の大学との間ではダブルディグリー制度が設けられています。皆さんが求めるならば、これらの大学への留学や、国際共同研究への参加の機会が容易に得られるでしょう。

前期課程を修了した後もさらに研究を続けたい方のために、本研究科には、環境科学と水産科学の両分野を融合させた博士後期課程・環境海洋資源学専攻があります。皆さんの多くが博士後期課程への進学を考えるようになると、研究科は一段と活性化するでしょう。

どうか、有意義な大学院生活を送ってください。

教職員一同、皆さんの学業をしっかりと支援してまいります。

大学院水産・環境科学総合研究科
研究科長 萩原篤志

環境科学専攻の教育理念・目標，ディプロマポリシー， 学位審査基準，カリキュラムポリシー

教育理念・目標

環境科学専攻では、環境問題を解決するための政策立案・環境管理、環境設計、環境影響評価、環境保全の専門知識及び応用力を備え、文系分野と理系分野の環境領域における確たる専門性及び幅広い視座による問題解決に向けた実践力を有する学際ベースの環境スペシャリストの育成を目指しています。

この目的を達成すべく、以下に挙げるポリシーに基づいた博士前期課程（修士課程）教育を行います。

ディプロマポリシー

所定のカリキュラムによる教育プログラムに定められた単位を取得し、

1. 社会科学と自然科学に関する基礎・応用知識を修得している。
2. 自然環境メカニズムから社会システムにわたる多様な分野・領域において必要とされる汎用性と専門性の高い技能を身につけている。
3. 環境問題を解決できる高度専門職業人としての基盤的知識・技能を修得している。
4. 地球環境と社会の多様性について理解し、課題に対して実践的に対応できる高度な専門的能力を修得している。
5. 環境問題の解決のために主体性をもって他者と協働できるリーダーシップ及びコミュニケーション能力を身につけている。
6. 地域社会及び国際社会、そして将来世代の持続可能な発展に貢献できるグローバルな視点を身につけている。

と認められ、修士論文が学位審査基準を満たした者に対し、環境科学専攻にあっては修士（環境科学）または修士（学術）の学位を授与します。

学位審査基準

環境科学に関連する内容であって、学術論文として論理的にまとめられており、修士学位論文としての独創性、新規性、普遍性、論証性などの学術的価値が含まれていると、学位審査委員、博士前期課程委員会が認めるものであること。

カリキュラムポリシー

1. 文理共通の入門科目で、地球環境及び地域環境、フィールド調査・観測に関する基礎的知識を学びます。

学修の到達度は、主にレポート及び筆記試験により評価します

2. 専門科目の学際演習科目では、社会科学及び自然科学の基礎的知識を踏まえ、グループワークにより環境問題解決のための多様な方法を実践的に学びます。

学修の到達度は、レポート及びプレゼンテーションを通じて評価します

3. 専門科目基礎特講で、人間社会環境、法制度、社会経済システム、環境計画、地球科学、環境技術、生物多様性保全、生体影響に関する広範な専門的知識を学びます。

学修の到達度は、主にレポート及び筆記試験により評価します

4. 専門科目応用特講で、人間社会環境、法制度、社会経済システム、環境計画、地球科学、環境技術、生物多様性保全、生体影響に関する高度な応用知識を学びます。

学修の到達度は、主にレポート及びディスカッション、プレゼンテーションにより評価します

5. 特別研究において、専門性・学術性の高い知識と技能を段階的かつ実践的に学び、修士論文を作成します。

学修の到達度は、主に修士論文及びプレゼンテーションを通じて評価します

学生便覧目次

I	履修	
	概要	1
	ナンバリング・システムについて	3
II	学生生活上の心得	
	在学中の注意事項について	9
	諸手続について	13
	授業料について	15
	奨学制度について	15
	平日・夜間及び休日における環境科学部建物内出入口の開錠及び施錠等について	16
	専門社会調査士について	17
III	規則等	
	長崎大学大学院学則	19
	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程	31
	長崎大学学位規則	48
	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科学位審査規程	55
	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科（博士前期課程）環境科学専攻学位論文審査手続要領	63
	学位論文の提出から課程修了までの流れ	64
	研究指導に関する計画の一例	65
IV	申合せ等	
	大学院前期課程の副指導教員の選任等について（申合せ）	67
	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科博士前期課程における副専攻制の取扱いに関する申合せ	68
	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程第19条第1項に定める博士前期課程の早期修了に関する申合せ	69
	水産・環境科学総合研究科博士前期課程学生表彰に関する申合せ	70
	環境科学専攻における学長賞及び研究科長賞の選考方法についての申合せ	71
	大学間交流協定に基づく大学院留学生の派遣及び受け入れに関する申合せ	72
	環境科学部ティーチング・アシスタント（TA）マニュアル	73
	ティーチング・アシスタント採用基準	76
	全学的休講措置の申合せ	77
	長崎大学における学生の懲戒に関する指針	78
	学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン	82
	長崎大学における学生の課外活動手続規程	86
	授業料免除等に係る学業成績基準（環境科学専攻）	88
	環境科学専攻における授業科目の考査における学生の不正行為に関する申合せ	89
	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科長期履修に関する申合せ	90
	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科成績評価ガイドライン	91
	水産・環境科学総合研究科における学生の成績評価に関する異議申立てに関する取扱い要領	92
	海洋未来イノベーション教育プログラムについて	94
	環境科学部配置略図	巻末

I 履修

概要

環境科学専攻で開講される授業には、従来の二学期制（前期・後期）に加えて、四半期制が併用されています。専門科目の多くは一つのクォーターで完結するように設定されています。

特定のテーマのもとで実施される特別研究Ⅰ，特別研究Ⅱ，特別演習は通年で開講されます。

【四半期制授業期間】

第1Q 月曜日 : 4月13日 ~ 6月 8日
火曜日 : 4月14日 ~ 6月 9日
水曜日 : 4月 8日 ~ 6月10日
木曜日 : 4月 9日 ~ 5月28日
金曜日 : 4月10日 ~ 5月29日

第2Q 月曜日 : 6月15日 ~ 8月 3日
火曜日 : 6月16日 ~ 8月 4日
水曜日 : 6月17日 ~ 8月 5日
木曜日 : 6月 4日 ~ 7月30日
金曜日 : 6月 5日 ~ 7月31日

第3Q 月曜日 : 9月28日 ~11月16日
火曜日 : 9月29日 ~11月24日
水曜日 : 9月30日 ~11月18日
木曜日 : 10月 1日 ~11月19日
金曜日 : 10月 2日 ~11月20日

第4Q 月曜日 : 11月30日 ~ 2月 8日
火曜日 : 12月 1日 ~ 2月 2日
水曜日 : 11月25日 ~ 2月 3日
木曜日 : 11月26日 ~ 2月 4日
金曜日 : 11月27日 ~ 2月 5日

環境科学専攻

下表の修得単位数に注意して履修登録を行ってください。

科目区分	授業科目	修得単位数	単位数			標準履修年次*
			必修	選択	自由	
共通科目	環境人間社会学特講	4単位 以上		1		1・2 (1Q)
	環境法学政策学特講			1		1・2 (1Q)
	環境経済政策学特講			1		1・2 (1Q)
	環境計画学特講			1		1・2 (1Q)
	地球環境学特講			1		1・2 (1Q)
	環境技術学特講			1		1・2 (1Q)
	生物多様性学特講			1		1・2 (1Q)
	生体影響学特講			1		1・2 (1Q)
	東シナ海の自然誌Ⅰ			2		1・2前
	東シナ海の自然誌Ⅱ			2		1・2後
	海洋開発産業概論			2		1・2 (1Q)
共通科目	サイバネティクス演習			2	1・2通	
専門科目	PBL	学際基礎演習	12単位 以上	4		1・2 (2Q)
		学際先進演習		4		1・2 (4Q)
	講義	環境人間学基礎特講Ⅰ～Ⅴ		各1		1・2
		環境人間学応用特講Ⅰ～Ⅴ		各1		1・2 **
		環境社会学特講Ⅰ・Ⅱ		各1		1・2
		地域環境政策学特講Ⅰ・Ⅱ		各1		1・2
		環境地域社会学特講Ⅰ・Ⅱ		各1		1・2
		環境政策学基礎特講Ⅰ～Ⅴ		各1		1・2
		環境政策学応用特講Ⅰ～Ⅴ		各1		1・2 **
		環境計画学基礎特講Ⅰ～Ⅴ		各1		1・2
		環境計画学応用特講Ⅰ～Ⅴ		各1		1・2 **
		環境法学基礎特講Ⅰ～Ⅲ		各1		1・2
		環境法学応用特講Ⅰ～Ⅲ		各1		1・2 **
		環境経済学基礎特講Ⅰ～Ⅴ		各1		1・2
		環境経済学応用特講Ⅰ～Ⅴ		各1		1・2 **
		地球環境学基礎特講Ⅰ～Ⅴ		各1		1・2
		地球環境学応用特講Ⅰ～Ⅴ		各1		1・2 **
		生物多様性学基礎特講Ⅰ～Ⅴ		各1		1・2
		生物多様性学応用特講Ⅰ～Ⅴ		各1		1・2 **
		生体影響学基礎特講Ⅰ～Ⅹ		各1		1・2
		生体影響学応用特講Ⅰ～Ⅹ		各1		1・2 **
		環境技術学基礎特講Ⅰ～Ⅵ		各1		1・2
	環境技術学応用特講Ⅰ～Ⅵ	各1			1・2 **	
国際フィールド先進演習Ⅰ～Ⅳ	各1		1・2			
地域フィールド先進演習Ⅰ～Ⅳ	各1		1・2			
必修科目	特別研究Ⅰ	4単位	4		1通	
	特別研究Ⅱ	8単位	8		2通	
	特別演習	2単位	2		1通	
	合計	30単位 以上				

* 標準履修年次の列のQはクォーターを表す。

**応用特講は集中講義で開講します。

ナンバリング・システムについて

ナンバリング・システムとは、授業科目（大学院専門科目等）に対し、授業内容・レベル等に応じて特定の記号やナンバーを付与し、シラバス等に記載することにより、体系的な教育プログラムの実現を目指す方法のことです。

1 ナンバリング・システムの統一フォーマット

授業科目には、以下のような統一した形式でナンバーが付されており、これを科目ナンバーと言います。:



【学部等コード】

水産・環境科学総合研究科を表す2桁の英文字（FE）です。

【領域/プログラムコード】

科目のカリキュラム体系上の大きな区分を表す2桁の英文字です。

ME：環境科学専攻，**HS**：環境共生政策学専攻（旧専攻），**CP**：環境保全設計学専攻（旧専攻）
MF：水産学専攻，**DF**：環境資源学専攻水産科学コース，**DE**：環境資源学専攻環境科学コース，**DM**：環境フィールド生命科学専攻

【水準コード】

科目の授業のレベルを示す1桁の数字です。

5：大学院（修士・専門職）専門科目（基礎的な内容の科目），大学院共通授業科目

6：大学院（修士・専門職）専門科目（発展的な内容の科目，研究指導科目）

7：大学院（博士）専門科目（研究指導科目を含む）

9：その他（海外への留学を内容とするもの，レベル分けが出来ない科目など）

【識別コード】

0～99：共通科目，**100～199**：必修科目，（**200～299**：国際化教育科目），

300～799：専門科目，**800～899**：必修科目，**900～999**：自由科目

【使用言語コード】

その科目の授業中に使用される言語を表す1桁の数字です。

1：日本語，**2**：英語，**3**：日本語と英語，**4**：中国語，**5**：韓国語，**6**：ドイツ語，**7**：フランス語，

8：オランダ語，**9**：日本語と英語以外の外国語，**0**：（予備）

【学問分野コード】

授業科目の内容を学問分野で分類したときの学問分野を表す3桁の数字です。

コードの確認をしたい場合は学務係（環境科学系）へお越しください。

【枝番】

同一科目であるにも関わらず、クラスにより、履修内容が大幅に異なり、区別する必要があるときには、枝番で区別することがあります。枝番は1桁の英数字です。

2 ナンバリング・システムの特徴

国際通用性

- 1) 海外の大学の代表的なナンバリング・システムと類似のフォーマットを採用しています。
- 2) 海外の多くの大学と同様の授業レベル表記（水準コード）としているため、海外から来る留学生や
 本学から海外へ留学する学生にとって、授業のレベルを比較しやすくなります。
- 3) 外国語による授業科目を使用言語コードから判断できます。

識別コードと学問分野

識別コードと学問分野を別々に区分したため、授業科目の履修体系上でのおおよその位置づけが一目で識別でき、また講義内容と学問分野の対応を把握できます。

3 ナンバリング・システムの活用方法

記号や数字の意味することを理解した上で、便覧等に示された学部や研究科ごとの識別コード付与規則を理解してください。慣れてくると、科目ナンバーからカリキュラム体系上の位置が分かるようになります。

シラバスに履修の前提とする科目が科目ナンバーで記載されている場合があります。そのときは、NU-Web の検索機能でどのような科目であるか調べてください。

専門的な学習を行うようになったら、科目ナンバーの学問分類からその科目の学問上の位置づけを把握することで、履修科目の体系に関する理解が更に深まります。

区分	授業科目名	ナンバリング・コード
共通科目	環境人間社会学特講	FE-ME-5-040-1-401
	環境法学政策学特講	FE-ME-5-045-1-163
	環境経済政策学特講	FE-ME-5-050-1-384
	環境計画学特講	FE-ME-5-055-1-583
	地球環境学特講	FE-ME-5-060-1-501
	環境技術学特講	FE-ME-5-075-1-151
	生物多様性学特講	FE-ME-5-065-1-686
	生体影響学特講	FE-ME-5-070-1-154
	東シナ海の自然誌Ⅰ	FE-DM-5-030-3-730
	東シナ海の自然誌Ⅱ	FE-DM-5-035-3-730
	海洋開発産業概論	FE-DM-5-040-1-730
共修科目	サイバネティクス演習	FE-MF-5-105-1-731
専門科目 (PBL)	学際基礎演習	FE-ME-6-450-1-163
	学際先進演習	FE-ME-6-455-1-163
専門科目 (講義)	環境人間学基礎特講Ⅰ	FE-ME-6-500-1-291
	環境人間学基礎特講Ⅱ	FE-ME-6-501-1-211
	環境人間学基礎特講Ⅲ	FE-ME-6-502-1-291
	環境人間学基礎特講Ⅳ	FE-ME-6-503-1-401
	環境人間学基礎特講Ⅴ	FE-ME-6-504-1-291
	環境人間学応用特講Ⅰ	FE-ME-6-510-1-291
	環境人間学応用特講Ⅱ	FE-ME-6-511-1-211
	環境人間学応用特講Ⅲ	FE-ME-6-512-1-291
	環境人間学応用特講Ⅳ	FE-ME-6-513-1-401
	環境人間学応用特講Ⅴ	FE-ME-6-514-1-291
	環境社会学特講Ⅰ	FE-ME-6-520-1-401
	環境社会学特講Ⅱ	FE-ME-6-521-1-401
	地域環境政策学特講Ⅰ	FE-ME-6-530-1-401
	地域環境政策学特講Ⅱ	FE-ME-6-531-1-401
	環境地域社会学特講Ⅰ	FE-ME-6-540-1-401
	環境地域社会学特講Ⅱ	FE-ME-6-541-1-401
	環境政策学基礎特講Ⅰ	FE-ME-6-550-1-372
	環境政策学基礎特講Ⅱ	FE-ME-6-551-1-371
	環境政策学基礎特講Ⅲ	FE-ME-6-552-1-161

区分	授業科目名	ナンバリング・コード
専門科目 (講義)	環境政策学基礎特講Ⅳ	FE-ME-6-553-1-162
	環境政策学基礎特講Ⅴ	FE-ME-6-554-1-161
	環境政策学応用特講Ⅰ	FE-ME-6-560-1-372
	環境政策学応用特講Ⅱ	FE-ME-6-561-1-371
	環境政策学応用特講Ⅲ	FE-ME-6-562-1-161
	環境政策学応用特講Ⅳ	FE-ME-6-563-1-162
	環境政策学応用特講Ⅴ	FE-ME-6-564-1-161
	環境計画学基礎特講Ⅰ	FE-ME-6-570-1-583
	環境計画学基礎特講Ⅱ	FE-ME-6-571-1-583
	環境計画学基礎特講Ⅲ	FE-ME-6-572-1-583
	環境計画学基礎特講Ⅳ	FE-ME-6-573-1-222
	環境計画学基礎特講Ⅴ	FE-ME-6-574-1-583
	環境計画学応用特講Ⅰ	FE-ME-6-580-1-583
	環境計画学応用特講Ⅱ	FE-ME-6-581-1-583
	環境計画学応用特講Ⅲ	FE-ME-6-582-1-583
	環境計画学応用特講Ⅳ	FE-ME-6-583-1-222
	環境計画学応用特講Ⅴ	FE-ME-6-584-1-583
	環境法学基礎特講Ⅰ	FE-ME-6-590-1-163
	環境法学基礎特講Ⅱ	FE-ME-6-591-1-163
	環境法学基礎特講Ⅲ	FE-ME-6-592-1-163
	環境法学応用特講Ⅰ	FE-ME-6-600-1-163
	環境法学応用特講Ⅱ	FE-ME-6-601-1-163
	環境法学応用特講Ⅲ	FE-ME-6-602-1-163
	環境経済学基礎特講Ⅰ	FE-ME-6-610-1-163
	環境経済学基礎特講Ⅱ	FE-ME-6-611-1-163
	環境経済学基礎特講Ⅲ	FE-ME-6-612-1-163
	環境経済学基礎特講Ⅳ	FE-ME-6-613-1-163
	環境経済学基礎特講Ⅴ	FE-ME-6-614-1-163
	環境経済学応用特講Ⅰ	FE-ME-6-620-1-163
	環境経済学応用特講Ⅱ	FE-ME-6-621-1-163
	環境経済学応用特講Ⅲ	FE-ME-6-622-1-163
	環境経済学応用特講Ⅳ	FE-ME-6-623-1-163
	環境経済学応用特講Ⅴ	FE-ME-6-624-1-163
	地球環境学基礎特講Ⅰ	FE-ME-6-630-1-501

区分	授業科目名	ナンバリング・コード
専門科目 (講義)	地球環境学基礎特講Ⅱ	FE-ME-6-631-1-501
	地球環境学基礎特講Ⅲ	FE-ME-6-632-1-501
	地球環境学基礎特講Ⅳ	FE-ME-6-633-1-501
	地球環境学基礎特講Ⅴ	FE-ME-6-634-1-501
	地球環境学応用特講Ⅰ	FE-ME-6-640-1-501
	地球環境学応用特講Ⅱ	FE-ME-6-641-1-501
	地球環境学応用特講Ⅲ	FE-ME-6-642-1-501
	地球環境学応用特講Ⅳ	FE-ME-6-643-1-501
	地球環境学応用特講Ⅴ	FE-ME-6-644-1-501
	生物多様性学基礎特講Ⅰ	FE-ME-6-650-1-686
	生物多様性学基礎特講Ⅱ	FE-ME-6-651-1-686
	生物多様性学基礎特講Ⅲ	FE-ME-6-652-1-686
	生物多様性学基礎特講Ⅳ	FE-ME-6-653-1-686
	生物多様性学基礎特講Ⅴ	FE-ME-6-654-1-686
	生物多様性学応用特講Ⅰ	FE-ME-6-660-1-686
	生物多様性学応用特講Ⅱ	FE-ME-6-661-1-686
	生物多様性学応用特講Ⅲ	FE-ME-6-662-1-686
	生物多様性学応用特講Ⅳ	FE-ME-6-663-1-686
	生物多様性学応用特講Ⅴ	FE-ME-6-664-1-686
	生体影響学基礎特講Ⅰ	FE-ME-6-670-1-154
	生体影響学基礎特講Ⅱ	FE-ME-6-671-1-154
	生体影響学基礎特講Ⅲ	FE-ME-6-672-1-154
	生体影響学基礎特講Ⅳ	FE-ME-6-673-1-154
	生体影響学基礎特講Ⅴ	FE-ME-6-674-1-154
	生体影響学基礎特講Ⅵ	FE-ME-6-675-1-154
	生体影響学基礎特講Ⅶ	FE-ME-6-676-1-154
	生体影響学基礎特講Ⅷ	FE-ME-6-677-1-154
	生体影響学基礎特講Ⅸ	FE-ME-6-678-1-154
	生体影響学応用特講Ⅰ	FE-ME-6-680-1-154
	生体影響学応用特講Ⅱ	FE-ME-6-681-1-154
	生体影響学応用特講Ⅲ	FE-ME-6-682-1-154
	生体影響学応用特講Ⅳ	FE-ME-6-683-1-154
	生体影響学応用特講Ⅴ	FE-ME-6-684-1-154
	生体影響学応用特講Ⅵ	FE-ME-6-685-1-154

区分	授業科目名	ナンバリング・コード
専門科目 (講義)	生体影響学応用特講Ⅶ	FE-ME-6-686-1-154
	生体影響学応用特講Ⅷ	FE-ME-6-687-1-154
	生体影響学応用特講Ⅸ	FE-ME-6-688-1-154
	環境技術学基礎特講Ⅰ	FE-ME-6-690-1-151
	環境技術学基礎特講Ⅱ	FE-ME-6-691-1-151
	環境技術学基礎特講Ⅲ	FE-ME-6-692-1-151
	環境技術学基礎特講Ⅳ	FE-ME-6-693-1-151
	環境技術学基礎特講Ⅴ	FE-ME-6-694-1-151
	環境技術学基礎特講Ⅵ	FE-ME-6-695-1-151
	環境技術学応用特講Ⅰ	FE-ME-6-700-1-151
	環境技術学応用特講Ⅱ	FE-ME-6-701-1-151
	環境技術学応用特講Ⅲ	FE-ME-6-702-1-151
	環境技術学応用特講Ⅳ	FE-ME-6-703-1-151
	環境技術学応用特講Ⅴ	FE-ME-6-704-1-151
	環境技術学応用特講Ⅵ	FE-ME-6-705-1-151
	国際フィールド 先進演習Ⅰ	FE-ME-6-710-1-163
	国際フィールド 先進演習Ⅱ	FE-ME-6-711-1-163
	国際フィールド 先進演習Ⅲ	FE-ME-6-712-1-163
	国際フィールド 先進演習Ⅳ	FE-ME-6-713-1-163
	地域フィールド 先進演習Ⅰ	FE-ME-6-720-1-163
	地域フィールド 先進演習Ⅱ	FE-ME-6-721-1-163
	地域フィールド 先進演習Ⅲ	FE-ME-6-722-1-163
	地域フィールド 先進演習Ⅳ	FE-ME-6-723-1-163
必修科目	特別研究Ⅰ	FE-ME-7-805-3-140
	特別研究Ⅱ	FE-ME-7-810-3-140
	特別演習	FE-ME-7-815-3-140

II 学生生活上の心得

在学中の注意事項について

1. IDカード（学生証）

学生証は皆さんの身分証明書です。通学の際はキャンパス内では常に携帯して、本学の教職員から提示を求められたら必ず応じてください。携帯していない場合は、教室、実験室、図書館の出入りや学生会館等の厚生施設を利用できません。

なお、紛失・破損したときは、学生支援センターにて直ちに再交付の手続きをとってください。紛失（破損含）等による再交付は有料です（1,477円）。

卒業、退学等で学籍を失う際は返還してください。

2. 掲示板

授業や試験等の教務事項、奨学生の募集、課外活動等の厚生補導事項及び連絡事項等は、すべて掲示により通知されますので、1日に1度は必ず掲示（所定の掲示板）を見るように心掛けてください。

掲示を見なかったあるいは見落としたために、思いがけない不利益を被ることがあります。その場合の責任はすべて学生本人が負います。

3. 試験成績の発表等について

成績は、前期（1Q・2Q）、後期（3Q・4Q）の学期末にそれぞれNu-Webシステム上で公開します。

なお、成績結果に疑義がある場合は、学業成績公開後1週間以内に、学務係（環境科学系）に問い合わせてください。

4. 環境の整備

毎日数千名の学生が入り出る大学構内では、各人が環境美化に配慮する必要があります。とくに印刷物等を配布する際は校舎内外で散乱しないように努め、放置したりせず、責任を持って回収・後始末してください。

教室の備品（机・椅子等）を大切にし、整理整頓を心掛けてください。

なお、キャンパス内は全面禁煙です。校舎内では目的の如何を問わず、火気を使用することは禁止されています。

5. 拾得物・紛失物

落とし物や忘れ物をしたり、それらを拾得した場合は、速やかに学務係（環境科学系）又は総務係（環境科学系）に届け出てください。拾得物は学務係（環境科学系）又は総務係（環境科学系）の前にあるガラスケース内に展示しますので心あたりがあればそれぞれの窓口に申し出てください。

所持品等にはできる限り氏名・学生番号を記入しておいてください。

6. 盗難の届出と防止

貴重品、現金、自転車等の盗難が毎年多数発生しています。学内で盗難にあったとき、あるいは不審な者を認めたときは、直ちに教員又は学務係（環境科

学系)に届け出てください。

7. 電話による照会

学務係(環境科学系)に用事があるときは、自ら出向いて用件を直接伝えてください。電話での照会は間違いのもとになるだけでなく、内容によっては応じられないこともあります。

また、電話で学生呼出しの依頼があっても、本人への取り次ぎはいたしません。緊急を要する保護者等からの連絡の場合はこの限りではありません。

8. 住所変更・身上異動

転居、改姓、転籍又は保証人等に関して変更が生じたときは速やかに学務係(環境科学系)に届け出てください。

この届けを怠ると、学生本人又は保証人に緊急な用件が生じた場合に連絡がとれないことなどにより、不利益を被るおそれがあります。

9. 各種証明書の申し込み

各種証明書が必要なときは、必要な日の前日までに申し込んでください。原則として申し込んだ日の翌日(土・日・祝日を除く)の午後に発行、交付します。受け取りの際は、IDカード(学生証)を呈示してください。

なお、学生旅客運賃割引証、在学証明書、学業成績証明書、健康診断書及び修了見込証明書(2年次生)は、学生会館談話室前、教育学部1F事務室内に設置してある「証明書自動発行機」にて発行します。操作は、発行機の音声・画面の指示に従ってください。

(1) 通学証明書

列車、電車、バス等を通学に利用する人は、定期券購入の際、通学証明書が必要です。

なお、通学定期等の利用区間は、自宅と大学のそれぞれの最寄りの駅・バス停・電停の区間内とします。

(2) 学生旅客運賃割引証(学割証)

帰省、実習、課外活動などで旅行する場合に利用でき、JRでは片道100kmを超える区間の普通運賃が2割引になります。その他の交通機関でも割引がある場合があります。

学割証を使用するときはIDカード(学生証)を携帯してください。また、次の様な不正使用を行うと、普通運賃に加えて倍額の追徴金を請求されるばかりだけでなく、本学学生全体の使用停止処置がとられることもありますので、絶対に行わないでください。

ア. 他人名義の学割証を使用して乗車券を購入し使用したとき。

イ. 名義人が乗車券を購入して、これを他人に使用させたとき。

ウ. 無効の学割証で乗車券を購入し使用したとき。

(3) その他の証明書等

その他必要な証明書が生じた場合は、学務係(環境科学系)に申し込んでください。

10. 施設の使用

学生又は学生団体が課外で環境科学部所管の施設を使用するときは、学内

集会願、施設使用願を使用当日の1週間前までに学務係（環境科学系）へ提出し、承認並びに使用許可を受けなければなりません。

なお、使用許可を受けた者は、その集会のために生じた事故等について一切の責任を負うことになります。

11. 団体の設立

学生がクラブ活動等のために団体を設立するときは、顧問教員を定めて、団体設立願に規約及び団体員名簿を添付し、学生支援センターに届け出て、学長の承認を受けなければなりません。

また、既設の団体を継続するには、継続願の提出が必要です。翌年5月20日までに継続願の提出がない団体は、解散したものとみなされます。

なお、団体の届け出事項に変更が生じた時は、速やかに届け出てください。

12. 学生教育研究災害傷害保険

大学における学生の教育研究活動中（授業中、学校行事中、課外活動等）や通学中に生じた事故によって被った災害・傷害に対する被害救済のための保険です。少額の保険料で一般の災害保険なみの補償が得られるものです。

不慮の事故に備えて学生全員の加入が義務付けられています。

13. 学内交通規制

長崎大学文教地区では、キャンパス内へのバイク、自動車等の入構は、騒音防止や事故防止等のため、許可車両以外禁止されています。学生が運転する自動車の入構は認められておりません。

ただし、病弱者及び身体に障害がある場合など、特別な理由がある場合に限り許可することがあります（通学距離が30km以上ある場合のみ）。許可を求める場合は4月上旬に総務係（環境科学系）にて申請してください。

なお、自動二輪車や原付バイクは、西門又は東門バイク専用駐車場に駐車してください。

14. 交通事故

大学構内において交通事故等が発生した場合は、学務係（環境科学系）もしくは守衛所（夜間、休日）に連絡してください。

学内の事故を警察に通報する際も、必ず事前に大学に連絡をしてください。

学内・学外を問わず、交通安全に対する意識を常に持ちましょう。

交通事故の被害者もしくは加害者になったら、学務係（環境科学系）に早急に連絡するとともに、指導教員にも伝えてください。

15. 健康管理

毎年1回（春）定期健康診断が長崎大学保健・医療推進センターで実施されます。学生は必ず受診しなければなりません。

特に2年次生は就職試験を受験する場合に健康診断書提出が必要になります。

実習中及び課外活動中に負傷した場合は、保健・医療推進センターを通じて大学病院又は指定の病院で治療を受ける事ができます。

16. キャンパス内禁煙

キャンパス内は禁煙です。

自分と他者の健康のため、喫煙は慎みましょう。喫煙者は、法律及び社会一般のルールを順守することは言うまでもなく、灰皿のない場所で喫煙したり、吸殻をポイ捨てして他人に迷惑をかけることのないよう十分注意してください。

17. 海外渡航

海外渡航の際は、出発の1週間前までに海外渡航届を、日本人学生は帰国後1週間以内に帰国届を、外国人留学生は再入国後1週間以内に再入国届を、学務係（環境科学系）へ提出してください。

海外渡航届及び帰国届は、海外渡航システムに入力し作成してください。作成マニュアルは、各種様式は留学生・教育支援センターホームページ (<http://liaison.nagasaki-u.ac.jp>)の「危機管理」ページでダウンロードしてください。

また、海外渡航者は必ず外務省が実施する渡航登録サービス（渡航期間3ヶ月未満：たびレジ、3ヶ月以上：在留届）への登録を行ってください。

夏休みや春休み期間中であっても届け出は必ず行ってください。

18. 学務係の執務時間

学務係（環境科学系）の執務時間は次のとおりです。ただし、受付時間が別に指示されることがあります。

月曜～金曜 8：45～17：15

19. 台風、積雪その他不測の事態に対する休講措置

本学では、「全学的休講措置の申合せ」（77ページ参照）を定めています。

台風等に際しては、学生の安全を第一に、同申合せにより措置されますので、各自で休講が否かを判断しないようにしてください。

20. 時間外学習・研究許可申請について

長崎大学では、大学内における安全確保等の観点から、学生が以下の時間帯に研究室、自習室等の学習・研究に利用する施設を利用することを原則として禁止しています。

- ・平日の午後10時から翌日の午前6時まで
- ・教員のいない土・日・祝日、その他休業日等の終日

禁止時間帯に学生等がやむを得ず施設等を利用する場合は、事前に指導教員の許可を得る必要があります。

許可申請方法等については、研究室配属の際に説明があります。

21. 緊急時の連絡先

長崎大学総合生産科学域事務部東地区事務課学務第一係（環境科学系）

095-819-2715（平日8:45～17:30）

長崎大学守衛室

095-819-2057（時間外）

諸手続について

学務係で手続きする事項

事 項	手 続 き 方 法 等
修了証明書 通学証明書 その他の証明書	必要な日の前日までに証明書発行願を提出してください。発行は、申込んだ日の翌日（土・日・祝日を除く）の午後からです。余裕をもって申込んでください。
休 学 願	2ヶ月以上修学を中止しようとするときは、手続きをしてください。手続きの際、理由書を添付してください。また、病気の場合は医師の診断書を併せて提出してください。
復 学 願	休学期間満了又は休学期間中にその理由がなくなったときは手続きをしてください。なお、病気で休学していた場合は、医師の診断書を添付してください。
退 学 願	理由が発生したときは手続きをしてください。手続きの際、理由書を添付してください。また、病気の場合は医師の診断書を併せて提出してください。
追 試 験 願	試験終了後、指定の期日までに手続きをしてください。なお、病気の場合は医師の診断書等、その他の場合は証明書（理由書）を添付してください。
欠 席 届	理由が発生したときから2週間以内に手続きをしてください。なお、病気の場合は医師の診断書等、その他の場合は証明書（理由書）を添付してください。
保証人（住所）変更届	保証人又は保証人の住所に変更があったときは届けを提出してください。
改 姓 願 転 籍 願	理由が発生したときは手続きをしてください。
住 所 届	入学時に学務係（環境科学系）に提出してください。また、記載内容（住所変更、携帯電話番号等）に変更があったときはその都度、変更の手続きをしてください。
学 内 集 会 願 施 設 使 用 願	使用当日の1週間前までに願を提出してください。
掲 示 物	掲示物を持参して、承認印を受けてください。また、掲示期間終了後は、責任を持ってはがしてください。
海 外 渡 航 届 帰 国 届（日本人学生用） 再 入 国 届（外国人留学生用）	海外渡航の際は、出発の1週間前までに海外渡航届を、日本人学生は帰国後1週間以内に帰国届を、外国人留学生は再入国後1週間以内に再入国届を、学務係（環境科学系）へ提出してください。 海外渡航届及び帰国届は、海外渡航システムに入力し作成してください。作成マニュアルは、各種様式は留学生教育・支援センターホームページ（ http://liaison.nagasaki-u.ac.jp ）の「危機管理」ページでダウンロードしてください。 また、海外渡航者は必ず外務省が実施する渡航登録サービス（渡航期間3ヶ月未満：たびレジ、3ヶ月以上：在留届）への登録を行ってください。夏休みや春休み期間中であっても届け出は必ず行ってください。
留 学 願	渡航の半年前までに学務係（環境科学系）へ申し出てください。
既修得単位の認定申請	入学後1週間以内に手続をしてください。
・他大学等における修得単位の認定申請 ・留学による修得単位の認定申請	履修前に承認を得て、単位修得後は速やかに、学務係（環境科学系）へ認定申請書等を提出してください。

学生支援センター等で手続きする事項

事 項	手 続 き 方 法 等
学 業 成 績 証 明 書 修 了 見 込 証 明 書 在 学 証 明 書 学 生 旅 客 運 賃 割 引 証	必要な場合は、IDカード（学生証）を持参のうえ、証明書自動発行機にて、音声・画面の指示により、容易に発行することができます。 なお、修了見込証明書は、2年次生のうち、当該年度に修了の見込がある者に限り発行されます。
学生教育研究災害傷害保険	負傷した場合は、速やかに届け出てください。届け出が遅くなると保険金の請求が出来なくなる場合があります。
授 業 料 免 除 申 請	経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合等に、申請することで許可されることがありますので、希望する場合は手続きをしてください。（ 学業成績基準は88ページを参照 ）
授 業 料 徴 収 猶 予 申 請	経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合等に、申請することで許可されることがありますので、希望する場合は手続きをしてください。（ 学業成績基準は88ページを参照 ）
奨 学 金 申 請	希望する奨学生の募集があった場合は、各自、申請書類をもらい手続きをしてください。ほとんどの奨学生の募集は、4月、5月に集中しますのでくれぐれも掲示の見忘れに気を付けてください。
団 体 設 立 願	新規に団体を設立するとき、又は団体を継続する場合に手続きをしてください。
健 康 診 断 書	必要な場合は、IDカード（学生証）を持参のうえ、証明書自動発行機にて、音声・画面の指示により、容易に発行することができます。 ただし、再検査の指示を受けた方、尿検査が未検査の方は、発行できません。

証明書自動発行機は学生会館談話室前、教育学部1階事務室内に設置しています。

証明書自動発行機で発行できるもの

- ① 在学証明書
- ② 学業成績証明書
- ③ 卒業・修了見込み証明書（最終学年のみ）
- ④ 学生旅客運賃割引証
- ⑤ 健康診断書

授業料について

1. 授業料額及び納期

前 期	後 期	年 額
267,900円	267,900円	535,800円

長期履修が認められた者の各学期の授業料額は、別途定める。

本学では、授業料を納める方法として「預金口座振替システム」を実施しています。登録してもらった銀行・郵便局等の口座から自動的に口座振替(引落し)により納付していただきます。

前期分は4月27日、後期分は10月27日に指定した口座から引落しを行います。(口座振替の手続上、4月27日に口座振替ができなかった場合は5月27日に引落します。)

なお、納付のお知らせは、学生本人宛に郵送しますので、住所の変更があった時は学務係(環境科学系)に届け出てください。

また、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

2. 授業料免除及び徴収猶予

長崎大学では、授業料免除の制度があり、大学HP、学生支援センター及び学内の掲示により行いますので、申込期限などを見落とさないように注意してください。

◎長崎大学HP：「学生生活」→「経済支援」→「授業料免除、奨学金等」
<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/money/index.html>

◎文部科学省HP：高等教育の修学支援新制度
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

※詳細は、学生支援センター(経済支援コーナー)へ相談してください。
 電話：(095)-819-2105

奨学制度について

奨学金の詳細については、学生支援センターに問い合わせてください。

平日・夜間及び休日における環境科学部建物内出入口の開錠及び施錠等について

1. 開錠・施錠時刻

区分	開錠時刻	施錠時刻	備 考
平日	8時	19時00分	施錠時刻以降の退室は、1階北側・夜間休日出入口、1階正面玄関及び本館・新館間の渡り廊下両脇のオートロックドアを使用すること。
休日	終日施錠		原則としてカードキーの貸与を許可された者以外の入室はできない。 ただし、カードキーの貸与を許可された者は、入・退室ともに1階北側・夜間休日出入口、1階正面玄関及び本館・新館間の渡り廊下両脇のオートロックドアを使用することができる。

2. 特別な場合におけるカードキーの貸与等

- (1) 平日・夜間及び休日における建物の出入りは、カードキーによる機械警備を使用しており、通常、学生の立ち入りは認めていないが、研究上必要であると指導教員からの承認があった者については、申し出により必要と認められる期間に限りカードキーを貸与することがある。
- (2) カードキーの貸与範囲
 - イ 教職員
 - ロ 大学院生
 - ハ その他、研究科長が特に必要と認めた者
- (3) カードキーの貸与を希望する者は、「カードキー貸与申請書」により、研究科長（総務係（環境科学系））に申請しなければならない。（貸与申請書は総務係（環境科学系）で受け取ること。）

貸与開始の時期及び方法等については、別途通知する。

3. カードキー使用上の注意

- (1) 貸与されたカードキーは、保管に十分注意するとともに、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- (2) 貸与されたカードキーを紛失したものは、速やかに総務係（環境科学系）に連絡し、実費を負担して弁済しなければならない。

専門社会調査士について

H24年度入学者から資格取得可能

原則として社会調査士資格取得者が対象です。

社会調査士は、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向等をとらえることのできる能力を有する、調査の専門家です。社会調査士資格には、社会調査士と専門社会調査士の2種類があります。専門社会調査士は、原則として社会調査士資格取得者に対する大学院レベルの資格であり、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科ではH24年度入学者より資格取得可能です。資格の審査・認定は、一般社団法人社会調査協会が行います。この資格制度にこれまで約200大学が参加しています。

水産・環境科学総合研究科で専門社会調査士資格を取得するには、下記指定科目を受講したうえで、所定の事務手続きを行う必要があります。

	科目名	内容
H科目	環境社会学特講ⅠⅡ	社会調査方法論
I科目	地域環境政策学特講ⅠⅡ	アンケート調査の分析
J科目	環境地域社会学特講ⅠⅡ	インタビュー調査の分析

□「専門社会調査士指定科目」と「専門社会調査士関連科目」□

シラバスに記載されている「専門社会調査士指定科目」は、上記のH～J科目を指します。「専門社会調査士関連科目」は、専門社会調査士資格の取得に必須ではありませんが、社会調査に関わる授業科目です。

□専門社会調査士資格の申請手続き□

資格取得希望者は、以下の要件に従って書類を各自で準備のうえ、専門社会調査士資格担当教員に申請してください。

申請にあたっては、自身が資格申請要件を満たしていることを確認してください。

【専門社会調査士資格申請要件】

- ① 社会調査士資格を有すること
 - ※社会調査士資格を有していない場合であっても、専門社会調査士資格を取得する際、同時に申請することも可能です（この場合、学部開講科目の指定5科目〔ABCD科目、E/Fは選択制、Gは不要〕を受講する必要がありますが、別途授業料が必要です。）
- ② 専門社会調査士科目を設置している大学（機関）で、標準カリキュラムH～Jに対応した科目を単位取得していること
- ③ 社会調査結果を用いた研究論文（修士論文を含む）を執筆していること
 - ※研究論文の範囲は、専門社会調査士（第8条規定）の基準に準拠します。このため、「研究論文概要説明書」（次頁申請手順参照）で論文の内容を説明する必要があります。
- ④ 博士前期課程修了
 - ※博士前期課程を終えた後でも専門社会調査士資格を申請することができます。詳細は社会調査協会のHPを参照してください。

【審査・認定手数料】

社会調査士資格を取得している方：33,000円（税込）

社会調査士資格を取得していない方（社会調査士資格と同時申請）：44,000円（税込）

【申請手順】

1. 社会調査協会のホームページ（<http://jasr.or.jp/>）にアクセスし、「申請書類一覧」の頁から、「専門社会調査士認定申請書」、「履歴書」、「研究論文概要説明書」をダウンロードし、必要事項を記入。
※社会調査士資格も同時申請する場合は、「社会調査士認定申請書」に必要な事項を記入し、同資格に関する成績証明書（下記3.）も準備すること。
2. 研究論文（修士論文を含む）のコピーを2部用意する。
3. 学務係（環境科学系）にて、単位取得を証明する書類（成績証明書）を発行。
※カリキュラム該当科目にマーカーを引き、対応科目番号（H～J）を記入。
4. 郵便局にて、認定手数料を振込み、領収証コピーを申請書裏面に貼付。
5. 申請書記載の氏名、ふりがな、学籍番号、郵便番号、住所、電話番号をメール（宛先：nagasaki408@yahoo.co.jp）で送付（社会調査協会に一括申請する際に必要な事務手続きのため。）
6. 上記の申請書及び必要書類を、専門社会調査士資格担当教員へ提出。（2月下旬×切予定）

社会調査協会での申請受付期間は、例年3月上旬～4月下旬です。認定証は、社会調査協会で審査・認定後、各申請者の自宅宛に直接郵送されます。

Ⅲ 規則等

長崎大学大学院学則

平成16年4月1日
学則第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 教育課程等（第7条の2—第17条の3）
- 第3章 課程の修了要件及び学位の授与（第18条—第22条）
- 第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等（第23条—第37条）
- 第5章 除籍、表彰及び懲戒（第38条）
- 第6章 検定料、入学料及び授業料（第39条—第41条）
- 第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、特別の課程及び外国人留学生（第42条—第46条）
- 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得（第47条）
- 第9章 国際連携専攻（第48条—第58条）
- 第10章 雑則（第59条—第61条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決する高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 各研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め、公表するものとする。

（課程）

第2条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（研究科、専攻、課程及び収容定員）

第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	
工学研究科	総合工学専攻	前期2年の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期3年の課程	

	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻, 環境科学専攻	前期2年の課程	博士課程
	環境海洋資源学専攻	後期3年の課程	
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	
	災害・被ばく医療科学共同専攻		
	医療科学専攻, 新興感染症病態制御学系専攻, 放射線医療科学専攻, 先進予防医学共同専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
後期3年の課程			
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	後期3年の課程	

2 多文化社会学研究科, 経済学研究科, 工学研究科(グリーンシステム創成科学専攻を除く。), 水産・環境科学総合研究科(海洋フィールド生命科学専攻を除く。), 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は, 前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し, 博士前期課程は, 修士課程として取り扱うものとする。

3 教育学研究科教職実践専攻は, 専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条に規定する教職大学院の課程とする。

4 医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻は第7条の5に規定する共同教育課程として福島県立医科大学と共同実施する修士課程とし, 医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻は第7条の5に規定する共同教育課程として千葉大学及び金沢大学と共同実施する博士課程とする。

5 熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻は, ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携して教育を実施する博士後期課程とする。

6 研究科の収容定員は, 別表第1のとおりとする。

(講座)

第4条 前条第1項に掲げる研究科に, 講座等を置くことができる。

2 前項の講座等は, 別に定める。

(標準修業年限)

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は, 2年とする。ただし, 教育上の必要があると認められる場合は, 学生の履修上の区分に応じ, その標準修業年限は, 1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

2 前項の場合において, 1年以上2年未満の期間とすることができるのは, 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって, かつ, 昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

3 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は2年とする。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程の標準修業年限は5年(同研究科グローバルヘルス専攻の博士前期課程に置く熱帯医学コースを修了し, 博士後期課程に進学した者にあつては4年)とし, 博士前期課程の熱帯医学コースの標準修業年限は1年, 熱帯医学サテライトコース, 国際健康開発コース, 国際健康開発サテライトコース, ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの標準修業年限は2年とし, 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

5 多文化社会学研究科, 経済学研究科, 工学研究科, 水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科

生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

- 6 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第6条 本学大学院における在学期間は、前条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

(学年、学期及び休業日)

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日は、長崎大学学則(平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。)第7条から第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第7条の2 各研究科(教育学研究科を除く。)は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第7条の3 本学大学院に、専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻

3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第7条の4 本学大学院に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材を育成する教育を行う博士課程の卓越大学院プログラムを開設する。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(共同教育課程の編成)

第7条の5 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第7条の2第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成する研究科及び他の大学院(以下「構成大学院」という。)は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(教育方法)

第8条 各研究科(教育学研究科を除く。)における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

(単位の計算方法)

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

(履修方法等)

第10条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科において定めるものとする。

(履修科目の選定)

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

(考查及び単位の授与)

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考查は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

(教育方法の特例)

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科等における履修等)

第15条 学長は、第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科の教授会の議を経て、他の専攻又は研究科の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、10単位(教育学研究科にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院の授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあっては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合には、準用しない。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の3 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあっては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(留学及び長期にわたる教育課程の履修)

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 学長は、所属研究科の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 教育学研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第17条の3 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該研究科における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

- 2 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

5 共同教育課程である修士課程の修了要件は、第2項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

第18条の2 前条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する博士課程の博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において、当該目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
 - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査
(博士後期課程の修了要件)
- 第19条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、1.6単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者)にあっては、2年以上在学し、工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻にあっては1.5単位以上を、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあっては1.6単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
 - 3 大学院設置基準第1.6条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(第18条第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。))については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。))を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
 - 4 次の各号の一に該当する者については、第2項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
 - (1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程を含む。)を修了した者
 - (2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程(第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。)を修了した者
(博士課程の修了要件)
- 第20条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、4.5単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
 - 3 共同教育課程である博士課程の修了の要件は、前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により1.0単位以上を修得するものとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。
(教職大学院の課程の修了要件)
- 第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、4.5単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。))その他の関係機関で行う実習に係る1.0単位以上を含む。)を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課すことができる。
- 2 学長は、教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、1.0単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。
(教職大学院の課程における在学期間の短縮)
- 第20条の3 学長は、教育学研究科教授会の議を経て第15条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当

該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長(医歯薬学総合研究科の災害・被災は医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあっては、各共同専攻の教育課程を構成する大学の長)が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程(医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。)において、第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。)の定めるところによる。

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

(入学の時期)

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第24条 修士課程、博士前期課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースを除く。)及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- 2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースに入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許(外国における医師の免許を含む。)取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。(博士後期課程の入学資格)

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門

職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの（博士課程の入学資格）

第26条 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの

3 前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。（入学志願の手続）

第27条 入学志願者は、所定の手続により願ひ出なければならない。

（選抜試験）

第28条 入学志願者に対しては、長崎大学入学選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより、選抜試験を行う。

（合格者の決定）

第29条 前条の選抜による合格者の決定は、各研究科教授会の議を経て、学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第30条 第28条に規定する入学選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については、本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

（転入学等）

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が、転入学又は転科を願ひ出たときは、学期の始めに限り、選考の上、許可することができる。

(1) 他の大学院に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

(2) 他の研究科に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転科を志望するもの

(3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者（第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。）で転入学を志望するもの

(4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

2 前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は、所属研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願又は転科願は、所属の学長又は研究科長の紹介状を添えて、志願する研究科長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科の教授会の議を経て転学の事由が適当であると認めるときは、その転学を許可することができる。

3 前2項の規定は、他の研究科に転科を志望する場合にこれを準用する。

（休学及び復学）

第34条 休学及び復学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

（退学）

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

（再入学）

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあっては2年以内に、博士後期課程にあっては3年以内に、工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程にあっては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程にあっては4年以内に、再入学を願ひ出た場合に限る。

（進学）

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあっては、博士後期課程）に進学を志願する者については、各研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

（除籍、表彰及び懲戒）

第38条 除籍、表彰及び懲戒に関しては、本学学則第28条、第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第39条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程(平成16年規程第92号)の定めるところによる。

(料金の返還)

第40条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額(第2号の場合にあっては後期分の授業料相当額を、第3号の場合にあっては退学した翌月以降の授業料相当額を、第4号の場合にあっては免除された学期分の授業料相当額をいう。)を返還するものとする。

(1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。

(2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。

(3) 授業料を納入した研究生が、在学期間の中で退学し、授業料の返還を申し出たとき。

(4) 前期分又は後期分の授業料を納入した者が、長崎大学卓越した学生に対する授業料免除に関する規程(平成30年規程第1号)により当該期分の授業料免除を許可されたとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予、授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学、退学、転学等に係る授業料については、本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究生、特別の課程及び外国人留学生
(科目等履修生)

第42条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学院間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別研究生)

第45条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究生として入学を許可することがある。

2 特別研究生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別研究生に係る授業料については、研究生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別研究生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は特別研究生学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究生の負担とする。

(特別の課程)

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学大学院の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 国際連携専攻

(国際連携専攻の設置)

第48条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を置くことができる。

(教育課程の編成)

第49条 国際連携専攻を置く研究科は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程を編成することができる。

2 国際連携専攻は、前項に規定する教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。

3 国際連携専攻における教育は、授業科目の授業又は研究指導により行う。

4 単位の計算方法、履修方法及び履修科目の選定については、第9条から第11条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(課程の修了要件)

第50条 国際連携専攻である博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第51条 学位の授与については、この学則及び学位規則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(入学、進学等)

第52条 国際連携専攻の入学時期は、第23条を準用する。

第53条 国際連携専攻の入学資格は、第24条及び第25条に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第54条 国際連携専攻の入学志願の手続、選抜試験、合格者の決定、入学手続及び入学の許可については、第27条から第30条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第55条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程国際連携専攻（熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあっては、博士後期課程）に進学を志願する者については、連携外国大学院と協議し、選考の上、進学を許可する。

(除籍、表彰及び懲戒)

第56条 国際連携専攻の学生の除籍、表彰及び懲戒については、第38条の規定によるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(検定料、入学料及び授業料)

第57条 国際連携の検定料、入学料及び授業料については、第39条から第41条までに定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(協議等)

第58条 国際連携専攻に係る次に掲げる事項については、この学則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

- (1) 教育組織の編成に関する事項
- (2) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (3) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (4) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (5) その他国際連携専攻に関する事項

第10章 雑則

(補則)

第59条 この学則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科長が学長の承認を得て、定め

ることができる。

第60条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。
第61条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」、「学部長」を「研究科長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和2年3月27日学則第4号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日現在多文化社会学研究科に在学している者については、改正後の第18条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 （一部省略）

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	50				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	25		
	小計	60	120	17	61		

別表第2 （省略）

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程

平成23年4月1日
水産・環境科学総合研究科規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号。以下「学則」という。)及び長崎大学学位規則(平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科(以下「本研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本研究科の目的)

第2条 本研究科は、水産科学、環境科学及び両者を融合させた学際的・総合的分野の教育研究を推進することにより、環境共生社会が真に求める高度学際性を備えた環境系の専門職業人、実践的指導者又は研究者、海洋に関する学際融合科学を国際的に展開するフィールド研究者等の人材を養成し、もって環境と調和した人類の生存を実現するための新たな学際科学の発展に資することを目的とする。(専攻、課程及び履修コース並びに専攻の目的)

第3条 本研究科に置く専攻、課程及び履修コースは、次のとおりとする。

専攻	課程	履修コース
水産学専攻	博士前期課程	
環境科学専攻	博士前期課程	
環境海洋資源学専攻	博士後期課程	水産科学コース 環境科学コース
海洋フィールド生命科学専攻	博士課程(5年一貫制)	環境生態科学コース 生物資源再生科学コース

2 各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 水産学専攻は、海洋環境及び海洋生態系の保全、海洋における多様な生命現象の探求及び海洋生物の持続的生産及び管理並びに海洋生物資源の有効利用に関する各分野について、高度の専門的知識及び応用力を備えるとともに、関連する幅広い分野の素養及び社会性を身につけた高度専門職業人を養成する。
- (2) 環境科学専攻は、環境を様々な視点から捉え、環境に関わる多様な問題を個人の思考の中で有機的に連携・組織化でき、環境問題の全体像を俯瞰しつつ、その解決へ向けた政策立案、環境管理・モニタリング、技術開発、新たな知識基盤の開拓に携わることのできる環境系高度学際人材を養成する。
- (3) 環境海洋資源学専攻は、環境問題の解決及び環境と共生する持続可能な社会の構築に資する幅広い専門知識又は海洋食料資源を安全かつ高度に利用し適正に管理する新たな知識及び技術並びにこれらを横断した融合的な実践的知識を基に、地域や現場のニーズに対応した総合的な問題解決能力を身につけた実践的指導者・研究者を養成する。
- (4) 海洋フィールド生命科学専攻は、海洋及びそれと関連した大気・陸域の環境並びに海洋生物資源に関する広範な学問領域について、専門的知識及び素養を基に、海洋環境・生態系の保全及び海洋生物資源の持続的生産に関する学際研究を推進する研究能力を備え、国際的に活躍できる海洋フィールド研究者を養成する。

(入学の時期)

第4条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(教育方法等)

第5条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

2 水産・環境科学総合研究科教授会(以下「教授会」という。)は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員(学則第8条の2第2項に規定する教員をいう。)を定める。

(授業科目、単位数及び標準履修年次)

第6条 博士前期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第1のとおりとする。

- 2 博士後期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第2のとおりとする。
- 3 博士課程（5年一貫制）における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第3のとおりとする。
（履修方法等）

第7条 博士前期課程の学生は、別表第1に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 博士前期課程の学生が、最低修得単位数を超えて修得し、かつ、特定の他専攻から10単位以上を修得したときは、副専攻を履修したものと認定する。
- 3 博士後期課程の学生は、別表第2に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、15単位以上を修得しなければならない。
- 4 博士課程（5年一貫制）の学生は、別表第3に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、45単位以上を修得しなければならない。ただし、中間審査に合格しなければ、第3年次以上の必修科目を履修することができない。
- 5 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、指導教員の指導を受けなければならない。
- 6 学生は、学位論文の作成に当たっては、必要な研究指導を受けなければならない。
- 7 第4項及び第20条第2項の中間審査に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目の登録）

第8条 学生は、履修しようとする授業科目を指定の期日までに、指導教員の承認を得て、登録しなければならない。

（考查及び単位の授与）

第9条 授業科目を履修した学生に対しては、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

- 2 考查は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。
- 3 授業科目の成績評価は100点満点とし、AA（90点以上）、A（89—80点）、B（79—70点）、C（69—60点）及びD（59点以下）の評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。
- 4 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

（他の研究科及び大学院における履修等）

第10条 学則第15条及び第15条の2の規定により、学生が他の研究科及び大学院において履修した授業科目及び修得した単位は、博士前期課程と博士後期課程にあつては博士前期課程と博士後期課程とを合わせて10単位（うち博士後期課程は4単位以内）を限度とし、博士課程（5年一貫制）にあつては10単位を限度として、本研究科において履修した授業科目及び修得した単位とみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第10条の2 学則第15条の3の規定により、学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は、10単位を限度として、第7条第1項、第3項又は第4項に規定する履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。

（海洋未来イノベーション教育プログラム）

第10条の3 博士前期課程の学生並びに博士課程（5年一貫制）の第1年次及び第2年次の学生は、海洋産業創出のための産学官連携拠点の形成、世界をリードする総合的な海洋研究拠点の形成及び海洋産業を担う研究者・技術者の育成を目的として研究科に開設する海洋未来イノベーション教育プログラム（以下「プログラム」という。）を履修することができる。

2 前項の規定によりプログラムを履修する学生（以下「プログラム履修生」という。）は、本研究科及び工学研究科がプログラムの科目として開設する授業科目（以下「プログラム科目」という。）のうちから10単位以上を修得しなければならない。

3 プログラム履修生は、工学研究科が開設するプログラム科目を履修し当該授業科目の単位を修得した場合は、第10条の規定に基づき、その履修したプログラム科目及び修得した単位を本研究科において履修した授業科目及び修得した単位とみなし、別表第4に規定する専門科目の修得単位数として算入することができる。

（他の大学院等における研究指導）

第11条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等（外国の大学院等を含む。）において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

（転入学及び再入学等）

第12条 学則第31条第1項及び第36条の規定により、転入学、転科又は再入学を願い出た者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。
(進学)

第13条 学則第37条の規定により、博士後期課程に進学を志願する者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。
(社会人及び外国人留学生のための特別入試)

第14条 社会人で入学を志願する者又は外国人留学生として入学を志願する者があるときは、博士前期課程にあっては学則第24条に規定する入学資格を、博士後期課程にあっては学則第25条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学考査(以下「特別入試」という。)を行い、選考することができる。

2 前項の特別入試について必要な事項は、別に定める。
(教育方法の特例)

第15条 社会人特別入試により入学した学生その他教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(長期履修)

第16条 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。
(学位論文の提出)

第17条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、指導教員の承認を得て、学位規則による所定の書類を教授会の指定した期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第18条 博士前期課程の最終試験は、第7条第1項に規定する単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

2 博士後期課程の最終試験は、第7条第3項に規定する単位を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

3 博士課程(5年一貫制)の最終試験は、第7条第4項に規定する単位を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

(課程修了の要件)

第19条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者については、前項ただし書中「1年」とあるのは「博士後期課程の標準修業年限3年から博士前期課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

4 博士課程(5年一貫制)の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第20条 博士前期課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程又は博士課程(5年一貫制)を修了した者には博士の学位を学位規則の定めるところにより授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位授与は、博士課程(5年一貫制)に入学し、中間審査に合格し、かつ、別に定める特別な理由により退学する者のうち、学則第18条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たしたの者に対しても行うことができる。

3 第1項の学位に付記する専攻分野の名称は、博士前期課程及び博士後期課程にあっては学術、水産学又は環境科学のいずれかとし、博士課程(5年一貫制)にあっては水産学、環境科学又は海洋科学

のいずれかとする。

4 第2項の学位に付記する専攻分野の名称は、水産学、環境科学又は海洋科学のいずれかとする。

(科目等履修生)

第21条 本研究科の学生以外のもので、本研究科が開設する授業科目のうち1又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、教授会において審議し、学長が選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(研究生)

第22条 本研究科において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において審議し、学長が選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第23条 学則第44条及び第45条に定める特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別研究学生については、他の大学院との協議によりこれと異なる時期に合意した場合は、この限りでない。

(外国人留学生)

第24条 学則第46条及び長崎大学外国人留学生規則(平成16年規則第20号)に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(教員免許状)

第25条 博士前期課程において取得することができる教員の免許状の種類は、別表第5のとおりとする。

(補則)

第26条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則(平成31年3月29日水産・環境科学総合研究科規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第6条、第7条関係)

博士前期課程の授業科目及び単位数

1 水産学専攻

科目区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		必修	選択	
共通科目	環境人間社会学特講	1		1・2
	環境法学政策学特講	1		1・2
	環境経済政策学特講	1		1・2
	環境計画学特講	1		1・2
	地球環境学特講	1		1・2
	環境技術学特講	1		1・2
	生物多様性学特講	1		1・2
	生体影響学特講	1		1・2
	東シナ海の自然誌Ⅰ	2		1・2
	東シナ海の自然誌Ⅱ	2		1・2
	海洋開発産業概論	2		1・2
必修科目	サイバネティクス演習	2		1・2
	特別乗船実習	2		1・2

	国際水産科学演習 I	1	1・2
	国際水産科学演習 II	1	1・2
専門科目 (海洋生産システム学)	海洋生物計測論	2	1・2
	海洋環境情報論	2	1・2
	漁場システム論	2	1・2
	航海情報学 I	2	1・2
	航海情報学 II	2	1・2
	漁船情報学	2	1・2
	漁業管理学特論	2	1・2
	漁具学特論	2	1・2
	水産経済学特論	2	1・2
	水産物市場特論	2	1・2
	海洋流体力学	2	1・2
	水産統計学特論	2	1・2
専門科目 (海洋資源動態学)	海洋動物学	2	1・2
	魚類学特論	2	1・2
	海洋基礎生産論	2	1・2
	資源生物学	2	1・2
	底生生態学	2	1・2
	資源生物環境学	2	1・2
	原生動物生態学	2	1・2
	漁業科学特論 I	2	1・2
	漁業科学特論 II	2	1・2
	沿岸環境論	2	1・2
	物理海洋学	2	1・2
	海洋生物地球化学	2	1・2
専門科目 (海洋生物機能学)	生体高分子機能学	2	1・2
	細胞機能学	2	1・2
	生物化学特論 I	2	1・2
	生物化学特論 II	2	1・2
	天然物分析化学特論	2	1・2
	海洋植物機能論 I	2	1・2

	海洋植物機能論Ⅱ		2	1・2
	水族病理学Ⅰ		2	1・2
	水族病理学Ⅱ		2	1・2
	海洋環境生理学		2	1・2
	生殖生理学		2	1・2
	生物環境学特論		2	1・2
	海洋生物汚損対策論		2	1・2
	水産飼料学特論		2	1・2
専門科目 (海洋生体物質学)	食品衛生学特論Ⅰ		2	1・2
	食品衛生学特論Ⅱ		2	1・2
	微生物学特論Ⅰ		2	1・2
	微生物学特論Ⅱ		2	1・2
	栄養学特論Ⅰ		2	1・2
	栄養学特論Ⅱ		2	1・2
	水産食品学特論		2	1・2
	分子栄養学		2	1・2
	筋肉タンパク質特論		2	1・2
必修科目	特別研究Ⅰ	4		1
	特別研究Ⅱ	8		2
	特別演習	2		1・2

2 環境科学専攻

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択	自由	
共通科目	環境人間社会学特講		1		1・2
	環境法学政策学特講		1		1・2
	環境経済政策学特講		1		1・2
	環境計画学特講		1		1・2
	地球環境学特講		1		1・2
	環境技術学特講		1		1・2
	生物多様性学特講		1		1・2
	生体影響学特講		1		1・2
	東シナ海の自然誌Ⅰ		2		1・2

		東シナ海の自然誌Ⅱ		2		1・2	
		海洋開発産業概論		2		1・2	
共修科目		サイバネティクス演習			2	1・2	
専門科目	PBL	学際基礎演習		4		1	
		学際先進演習		4		1	
	講義	環境人間学基礎特講Ⅰ		1			1・2
		環境人間学基礎特講Ⅱ		1			1・2
		環境人間学基礎特講Ⅲ		1			1・2
		環境人間学基礎特講Ⅳ		1			1・2
		環境人間学基礎特講Ⅴ		1			1・2
		環境人間学応用特講Ⅰ		1			1・2
		環境人間学応用特講Ⅱ		1			1・2
		環境人間学応用特講Ⅲ		1			1・2
		環境人間学応用特講Ⅳ		1			1・2
		環境人間学応用特講Ⅴ		1			1・2
		環境社会学特講Ⅰ		1			1・2
		環境社会学特講Ⅱ		1			1・2
		地域環境政策学特講Ⅰ		1			1・2
		地域環境政策学特講Ⅱ		1			1・2
		環境地域社会学特講Ⅰ		1			1・2
		環境地域社会学特講Ⅱ		1			1・2
		環境政策学基礎特講Ⅰ		1			1・2
		環境政策学基礎特講Ⅱ		1			1・2
		環境政策学基礎特講Ⅲ		1			1・2
		環境政策学基礎特講Ⅳ		1			1・2
		環境政策学基礎特講Ⅴ		1			1・2
		環境政策学応用特講Ⅰ		1			1・2
		環境政策学応用特講Ⅱ		1			1・2
	環境政策学応用特講Ⅲ		1			1・2	
	環境政策学応用特講Ⅳ		1			1・2	
環境政策学応用特講Ⅴ		1			1・2		
環境計画学基礎特講Ⅰ		1			1・2		

環境計画学基礎特講Ⅱ		1		1・2
環境計画学基礎特講Ⅲ		1		1・2
環境計画学基礎特講Ⅳ		1		1・2
環境計画学基礎特講Ⅴ		1		1・2
環境計画学応用特講Ⅰ		1		1・2
環境計画学応用特講Ⅱ		1		1・2
環境計画学応用特講Ⅲ		1		1・2
環境計画学応用特講Ⅳ		1		1・2
環境計画学応用特講Ⅴ		1		1・2
環境法学基礎特講Ⅰ		1		1・2
環境法学基礎特講Ⅱ		1		1・2
環境法学基礎特講Ⅲ		1		1・2
環境法学応用特講Ⅰ		1		1・2
環境法学応用特講Ⅱ		1		1・2
環境法学応用特講Ⅲ		1		1・2
環境経済学基礎特講Ⅰ		1		1・2
環境経済学基礎特講Ⅱ		1		1・2
環境経済学基礎特講Ⅲ		1		1・2
環境経済学基礎特講Ⅳ		1		1・2
環境経済学基礎特講Ⅴ		1		1・2
環境経済学応用特講Ⅰ		1		1・2
環境経済学応用特講Ⅱ		1		1・2
環境経済学応用特講Ⅲ		1		1・2
環境経済学応用特講Ⅳ		1		1・2
環境経済学応用特講Ⅴ		1		1・2
地球環境学基礎特講Ⅰ		1		1・2
地球環境学基礎特講Ⅱ		1		1・2
地球環境学基礎特講Ⅲ		1		1・2
地球環境学基礎特講Ⅳ		1		1・2
地球環境学基礎特講Ⅴ		1		1・2
地球環境学応用特講Ⅰ		1		1・2
地球環境学応用特講Ⅱ		1		1・2

地球環境学応用特講Ⅲ	1	1・2
地球環境学応用特講Ⅳ	1	1・2
地球環境学応用特講Ⅴ	1	1・2
生物多様性学基礎特講Ⅰ	1	1・2
生物多様性学基礎特講Ⅱ	1	1・2
生物多様性学基礎特講Ⅲ	1	1・2
生物多様性学基礎特講Ⅳ	1	1・2
生物多様性学基礎特講Ⅴ	1	1・2
生物多様性学応用特講Ⅰ	1	1・2
生物多様性学応用特講Ⅱ	1	1・2
生物多様性学応用特講Ⅲ	1	1・2
生物多様性学応用特講Ⅳ	1	1・2
生物多様性学応用特講Ⅴ	1	1・2
生体影響学基礎特講Ⅰ	1	1・2
生体影響学基礎特講Ⅱ	1	1・2
生体影響学基礎特講Ⅲ	1	1・2
生体影響学基礎特講Ⅳ	1	1・2
生体影響学基礎特講Ⅴ	1	1・2
生体影響学基礎特講Ⅵ	1	1・2
生体影響学基礎特講Ⅶ	1	1・2
生体影響学基礎特講Ⅷ	1	1・2
生体影響学基礎特講Ⅸ	1	1・2
生体影響学応用特講Ⅰ	1	1・2
生体影響学応用特講Ⅱ	1	1・2
生体影響学応用特講Ⅲ	1	1・2
生体影響学応用特講Ⅳ	1	1・2
生体影響学応用特講Ⅴ	1	1・2
生体影響学応用特講Ⅵ	1	1・2
生体影響学応用特講Ⅶ	1	1・2
生体影響学応用特講Ⅷ	1	1・2
生体影響学応用特講Ⅸ	1	1・2
環境技術学基礎特講Ⅰ	1	1・2

	環境技術学基礎特講Ⅱ	1		1・2
	環境技術学基礎特講Ⅲ	1		1・2
	環境技術学基礎特講Ⅳ	1		1・2
	環境技術学基礎特講Ⅴ	1		1・2
	環境技術学基礎特講Ⅵ	1		1・2
	環境技術学応用特講Ⅰ	1		1・2
	環境技術学応用特講Ⅱ	1		1・2
	環境技術学応用特講Ⅲ	1		1・2
	環境技術学応用特講Ⅳ	1		1・2
	環境技術学応用特講Ⅴ	1		1・2
	環境技術学応用特講Ⅵ	1		1・2
	国際フィールド先進演習Ⅰ	1		1・2
	国際フィールド先進演習Ⅱ	1		1・2
	国際フィールド先進演習Ⅲ	1		1・2
	国際フィールド先進演習Ⅳ	1		1・2
	地域フィールド先進演習Ⅰ	1		1・2
	地域フィールド先進演習Ⅱ	1		1・2
	地域フィールド先進演習Ⅲ	1		1・2
	地域フィールド先進演習Ⅳ	1		1・2
必修科目	特別研究Ⅰ	4		1
	特別研究Ⅱ	8		2
	特別演習	2		1

別表第2（第6条、第7条関係）
 博士後期課程の授業科目及び単位数
 環境海洋資源学専攻

科目区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		必修	選択	
専門科目	物理海洋環境学		2	1～3

(水産科学コース)

海洋生物流体力学特論	2	1～3
海洋生態システム論	2	1～3
海洋システム解析学	2	1～3
漁船漁法工学	2	1～3
漁船舶型学特論	2	1～3
漁業生産システム設計学	2	1～3
海洋生物環境学	2	1～3
海洋環境変遷論	2	1～3
海洋環境流体力学	2	1～3
海洋生物汚損対策特論	2	1～3
海洋微生物生態学	2	1～3
沿岸底生生態学	2	1～3
海洋浮游生物学	2	1～3
水族病理学	2	1～3
栽培漁業論	2	1～3
海洋生物体防衛論	2	1～3
分子細胞生物学	2	1～3
生体高分子化学	2	1～3
細胞機能生化学	2	1～3
水産無脊椎動物学特論	2	1～3
水族生理学特論	2	1～3
海洋植物資源学Ⅰ	2	1～3
海洋植物資源学Ⅱ	2	1～3
生理活性物質化学特論	2	1～3
水族情報学	2	1～3
海洋測位学	2	1～3
水産経営管理学	2	1～3
水産資源社会学	2	1～3
生物栄養化学特論	2	1～3
水族内分泌学	2	1～3
魚類生態学特論	2	1～3
海洋生物栄養学	2	1～3

	水産食品化学	2	1～3
	水産衛生化学	2	1～3
	水族毒性学	2	1～3
	生体関連物質化学特論	2	1～3
	応用生体分子機能論	2	1～3
	深海生物環境学特論	2	1～3
	水圏生物環境学特論	2	1～3
	高分子機能生化学特論	2	1～3
	海洋生物工学特論	2	1～3
	サンゴ礁生態系保全学	2	1～3
	亜熱帯海洋動物分布生態学	2	1～3
	生元素循環学	2	1～3
	海洋資源生物学	2	1～3
	水産資源動態学	2	1～3
	水産統計学	2	1～3
	生物機能生化学	2	1～3
	共生微生物学	2	1～3
	インターンシップ	1	1～3
専門科目 (環境科学コース)	環境地下水学特論	2	1～3
	地域環境分析学特論	2	1～3
	エネルギー資源学特論	2	1～3
	地域環境計測学特論	2	1～3
	植物生態学特論	2	1～3
	大気環境学特論	2	1～3
	環境物理学特論	2	1～3
	堆積岩地球環境解析学特論	2	1～3
	地震・火山学特論	2	1～3
	放射線生物物理学特論	2	1～3
	環境生物化学特論	2	1～3
	環境化学特論	2	1～3
	グリーンケミストリー特論	2	1～3
	微量環境分析化学特論	2	1～3

	生殖生理学特論	2	1～3
	陸域生物環境学特論	2	1～3
	環境適応学特論	2	1～3
	環境生理学特論	2	1～3
	保全生態学特論	2	1～3
	環境毒性学特論	2	1～3
	生体分子機能学特論	2	1～3
	動物生態学特論	2	1～3
	環境哲学特論	2	1～3
	人間生活環境学特論	2	1～3
	環境思想学特論	2	1～3
	環境人類学特論	2	1～3
	日本環境思想史特論	2	1～3
	複合文化環境特論	2	1～3
	環境民俗学特論	2	1～3
	共生持続社会学特論	2	1～3
	環境政策学特論	2	1～3
	環境経済学特論	2	1～3
	環境社会学特論	2	1～3
	環境マネジメント学特論	2	1～3
	地域環境政策学特論	2	1～3
	環境リスク政策学特論	2	1～3
	環境資源経済学特論	2	1～3
	環境観光学特論	2	1～3
	環境計画学特論	2	1～3
	森林環境学特論	2	1～3
	地域計画学特論	2	1～3
	環境経営学特論	2	1～3
	国際環境政策学特論	2	1～3
	地域社会学特論	2	1～3
	インターンシップ	1	1～3
必修科目	特別講義	2	1～3

	特別演習	1		1～3
	学外実習	1		1～3

別表第3（第6条，第7条関係）

博士課程（5年一貫制）の授業科目及び単位数

海洋フィールド生命科学専攻

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択	自由	
共通科目	東シナ海の自然誌Ⅰ	2			1・2
	東シナ海の自然誌Ⅱ	2			1・2
	東シナ海の科学	2			3・4
	環境人間社会学特講		1		1・2
	環境法学政策学特講		1		1・2
	環境経済政策学特講		1		1・2
	環境計画学特講		1		1・2
	地球環境学特講		1		1・2
	環境技術学特講		1		1・2
	生物多様性学特講		1		1・2
	生体影響学特講		1		1・2
	海洋資源利用と社会経済		2		1～5
	サイエンティフィック・コミュニケーション演習Ⅰ	1			1
	サイエンティフィック・コミュニケーション演習Ⅱ	1			2
	サイエンティフィック・コミュニケーション演習Ⅲ	1			3・4
	フィールド科学演習Ⅰ	1			1
	フィールド科学演習Ⅱ	1			2
	フィールド実習Ⅰ	1			1
	フィールド実習Ⅱ	1			2
	フィールド実習Ⅲ	1			3
	フィールド実習Ⅳ	1			4
	フィールド科学ライセンス特別講習			1	2～5
海洋開発産業概論		2		1・2	

国際化教育科目	国際セミナーⅠ	1		1・2
	国際セミナーⅡ	1		3～5
	国際特別講義Ⅰ	1		1
	国際特別講義Ⅱ	1		2
	国際特別講義Ⅲ	1		3～5
	国際特別講義Ⅳ	1		3～5
	国際共同研究Ⅰ	1		3・4
	国際共同研究Ⅱ	1		3～5
専門科目 (環境生態科学コース)	化学海洋学		2	1～5
	生物地球化学		2	1～5
	環境流体力学		2	1～5
	海洋環境動態学		2	1～5
	河口域沿岸生態学		2	1～5
	付着生物生態学		2	1～5
	環境生物毒性学		2	1～5
	大陸棚地球科学		2	1～5
	モンスーン域大気科学		2	1～5
	海洋環境分析化学		2	1～5
	環境保全工学		2	1～5
専門科目 (生物資源再生科学コース)	海洋資源再生産学		2	1～5
	海洋遺伝情報学		2	1～5
	海洋哺乳動物学		2	1～5
	初期生態学		2	1～5
	海洋繁殖生物学		2	1～5
	繁殖行動生態学		2	1～5
	動植物生産学		2	1～5
	気候変動生理学		2	1～5
	生物環境応答学		2	1～5
	海洋動物行動学		2	1～5
	資源管理工学		2	1～5

備考

※ 共通科目におけるフィールド科学ライセンス特別講習の単位数は、最低修得単位数に算入しないものとする。

別表第4（第7条、第10条の3関係）

1 博士前期課程（水産学専攻）の履修方法

科目区分	修得単位数	備考
共通科目	4単位以上	プログラム履修生は、「海洋開発産業概論」（2単位）を必ず履修すること。
共修及び専門科目	12単位以上	他専攻の専門科目は、4単位を限度として最低修得単位数に算入することができる。 プログラム履修生は、工学研究科がプログラム科目として開設する授業科目から4単位以上を修得すること。
必修科目	14単位	特別研究Ⅰ4単位、特別研究Ⅱ8単位及び特別演習2単位
合計	30単位以上	

2 博士前期課程（環境科学専攻）の履修方法

科目区分	修得単位数	備考
共通科目	4単位以上	プログラム履修生は、「海洋開発産業概論」（2単位）を必ず履修すること。
共修科目	—	履修することができるが、最低修得単位数に算入しない。
専門科目	12単位以上	他専攻の専門科目は、4単位を限度として最低修得単位数に算入することができる。 プログラム履修生は、工学研究科がプログラム科目として開設する授業科目から4単位以上を修得すること。
必修科目	14単位	特別研究Ⅰ4単位、特別研究Ⅱ8単位及び特別演習2単位
合計	30単位以上	

3 博士後期課程の履修方法

科目区分	修得単位数	備考
専門科目	11単位以上	所属コースから4単位以上、他コースから2単位以上を選択すること。
必修科目	4単位	特別講義2単位、特別演習1単位及び学外実習1単位
合計	15単位以上	

4 博士課程（5年一貫制）の履修方法

科目区分	修得単位数	備考
共通科目	19単位以上	必修科目15単位、選択科目4単位以上を選択すること。 プログラム履修生は、「海洋開発産業概論」（2単位）を必ず履修すること。
国際化教育科目（必修科目）	8単位	
専門科目	18単位以上	所属コースから10単位以上、他コースから4単位以上を選択すること。

		プログラム履修生は、工学研究科がプログラム科目として開設する授業科目から4単位以上を修得すること。
合計	45単位以上	

別表第5（第25条関係）

教員の免許状の種類及び免許教科

専攻	教員の免許の種類（免許教科）	
水産学専攻	高等学校教諭専修免許状	水産

長崎大学学位規則

平成16年4月1日
規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条第1項の規定に基づき、長崎大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。
(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。
(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。
2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、博士課程(医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。)において、長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。)第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修了要件を満たした者にも授与することができる。
(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。
2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者が、本学に学位論文(以下「論文」という。)を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があることを、試問により確認された場合にも授与することができる。
(専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。
(論文の提出)

第6条 本学大学院修士課程又は博士前期課程の学生は、論文審査願に論文(研究科の教授会(以下「研究科教授会」という。))が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。)、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。

2 本学大学院の博士課程又は博士後期課程の学生は、論文審査願に論文、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 第4条第2項の規定により、修士の学位を申請しようとする者は、論文審査願に論文(研究科教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。)、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。

4 第5条第2項の規定により、論文を提出して学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

5 前項の論文には、参考として他の論文を添付することができる。

6 学長は、審査のため必要があるときは、論文(大学院修士課程又は博士前期課程にあっては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。

7 受理した論文は、返還しない。

8 第4項に規定する学位申請に当たっては、審査手数料5万7千円を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に論文を提出した場合には、審査手数料を免除する。

9 既納の審査手数料は、返還しない。

10 第1項から第4項の論文等の提出時期は、各研究科において定めるものとする。

(論文審査並びに最終試験又は試験及び試問)

第7条 学長は、論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第8条 研究科教授会は、構成員のうちから論文の審査委員（以下「審査委員」という。）を選出して、論文の審査並びに本学大学院の学生については最終試験を、第5条第2項の規定による者については試験及び試問を行う。

2 審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。ただし、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻においては、大学院学則第7条の5第2項に規定する構成大学院（以下「構成大学院」という。）のうち、他の大学院から研究指導教員の資格を有する者各1人を副査として審査委員に加えなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の審査委員の副査とすることができる。

5 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

6 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第8条の2 前条第1項の規定にかかわらず、熱帯医学グローバルヘルス研究科長崎大学—ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻においては、本学及び大学院学則第49条第1項に規定する連携外国大学院（以下「連携外国大学院」という。）に所属する当該専攻の研究指導教員の資格を有する者から各1人以上を前条第2項の審査委員とする。

2 熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、次に掲げる者（研究指導担当適格者に限る。）を前条第2項の審査委員とすることができる。

(1) 他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等

(2) 連携外国大学院以外の外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

3 熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、次に掲げる者の協力を得ることができる。

(1) 当該研究科の教授会構成員以外の教員

(2) 他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等

(3) 外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

第9条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により、行うものとする。

2 第5条第2項の規定による者に対する試験は、前項の最終試験に準じて行い、試問は、口頭又は筆答により、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

3 前項の試験又は試問においては、外国語を課すものとし、当該外国語の種類は、研究科教授会の定めるところによる。

4 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後4年以内に第5条第2項の規定により論文を提出したときは、前2項の試問を免除することができる。

第10条 本学大学院の学生の論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、修士の論文

については在学期間中に、博士の論文については原則として在学期間中に、これを終了するものとする。

2 第5条第2項の規定による者の論文の審査並びに試験及び試問は、論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

第11条 審査委員は、論文審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否又は論文審査の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

3 医歯薬学総合研究科の災害・被災く医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第7条の5第2項に規定する協議の場(以下「構成大学院間の協議の場」という。)における審議を経ていなければならない。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第49条第2項に規定する協議の場(以下「連携外国大学院との協議の場」という。)における審議を経ていなければならない。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、論文審査の要旨、最終試験又は試験及び試問の成績及び議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(博士論文研究基礎力審査)

第13条の2 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、大学院学則第18条の2の規定により同条各号に規定する試験及び審査(以下「博士論文研究基礎力審査」という。)を行うこととする本学大学院の学生は、在学中に、研究科長を経て、学長に博士論文研究基礎力審査を願い出なければならない。

2 学長は、前項の規定による願い出があったときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第13条の3 研究科教授会は、構成員のうちから博士論文研究基礎力審査を行う審査委員(以下「研究基礎力審査委員」という。)を選出して、博士論文研究基礎力審査を行う。

2 研究基礎力審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者を前項の研究基礎力審査委員とすることができる。

4 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、第2項の研究基礎力審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

5 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

6 本学大学院の学生の博士論文研究基礎力審査は、在学期間中にこれを終了するものとする。

7 研究基礎力審査委員は、博士論文研究基礎力審査を終了したときは、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第13条の4 研究科教授会は、前条第7項の報告に基づき、課程修了の可否又は第4条第2項に規定する学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(博士論文研究基礎力審査結果の報告)

第13条の5 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、博士論

文研究基礎力審査の成績及び要旨並びに議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(課程修了の可否及び論文審査の可否)

第14条 学長は、第13条及び前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否及び論文審査の可否を決定するものとする。

(学士の学位の授与)

第15条 学長は、長崎大学学則(平成16年学則第1号)第45条及び第46条の規定により卒業した者に対し、学位記により学士の学位を授与するものとする。

(修士又は博士の学位の授与)

第15条の2 学長は、第14条の決定により、課程を修了した者、第4条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たした者及び論文審査に合格した者に対し、学位記により修士又は博士の学位を授与するものとする。

2 前項の場合において、医歯薬学総合研究科の災害・被災医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあっては、大学院学則第7条の5第2項に規定する共同教育課程を編成するすべての大学名(以下「構成大学名」という。)を付記した学位を授与するものとする。

3 第1項の場合において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあっては、大学院学則第48条第1項に規定する国際連携専攻を構成するすべて大学名(以下「国際連携専攻構成大学名」という。)の大学名を付記した学位を授与するものとする。

4 学長は、第14条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。

(専門職学位の授与)

第15条の3 学長は、大学院学則第21条及び第22条の規定により専門職学位課程を修了した者に対し、学位記により専門職学位を授与するものとする。

(専攻分野の名称)

第16条 学長は、学位を授与するに当たっては、別表により専攻分野の名称を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告及び論文要旨等の公表)

第17条 学長は、第15条の2第1項から第3項までの規定により博士の学位を授与したときは、研究科教授会に通知し、かつ、省令第12条の規定に基づき学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により、論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。ただし、医歯薬学総合研究科の先進予防医学共同専攻における論文にあっては構成大学院において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻における論文にあっては同研究科及び連携外国大学院において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

(学位の名称を使用する場合の条件)

第19条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「長崎大学」と付記しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻又は先進予防医学共同専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された構成大学名を付記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された国際連携専攻構成大学名を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、学位の荣誉を汚辱する行為があったとき、又は第18条の規定による義務を怠ったときは、学長は、学士の学位については関係学部の教授会、修士又は博士の学位については関係の研究科教授会の議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定による議決を行う場合には、当該教授会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、構成大学院間の協議の場における審議を経ていなければならない。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、連携外国大学院との協議の場における審議を経ていなければならない。

(諸様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第22条 この規則の実施に必要な細部については、研究科長又は学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定にかかわらず、多文化社会学研究科多文化社会学専攻の修士課程に係る学位の授与は、当該修士課程が存続する間は、なお従前の例による。

別表 学位及び専攻分野の名称

1 学部

学部	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学部	学士（多文化社会学）
教育学部	学士（教育学）
経済学部	学士（経済学）
医学部	
医学科	学士（医学）
保健学科	学士（看護学），学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	
薬学科	学士（薬学）
薬科学科	学士（薬科学）
情報データ科学部	学士（情報データ科学）
工学部	学士（工学）
環境科学部	学士（環境科学）
水産学部	学士（水産学）

2 研究科

研究科	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	博士前期課程	修士（学術）
		博士後期課程	博士（学術）
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士（専門職）
経済学研究科	経済経営政策専攻	博士前期課程	修士（経済学），修士（経営学）
	経営意思決定専攻	博士後期課程	博士（経営学）
工学研究科	総合工学専攻	博士前期課程	修士（工学）
	生産システム工学専攻	博士後期課程	博士（工学）
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	博士（工学）
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	博士前期課程	修士（学術），修士（水産学）
	環境科学専攻		修士（学術），修士（環境科学）
	環境海洋資源学専攻	博士後期課程	博士（学術），博士（水産学），博士（環境科学）
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	博士（水産学），博士（環境科学），博士（海洋科学）
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	修士（看護学），修士（理学療法学），修士（作業療法学）
	医療科学専攻	博士課程	博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）
	新興感染症態制御学系専攻		博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）

	放射線医療科学専攻		博士（学術），博士（医学）， 博士（歯学），博士（薬学）
	生命薬科学専攻	博士前期課程	修士（薬科学）
		博士後期課程	博士（学術），博士（薬科学）
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	博士前期課程	修士（熱帯医学），修士（公衆衛生学），修士（医科学）
	グローバルヘルス専攻	博士後期課程	博士（グローバルヘルス）
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院		

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号。以下「規則」という。)第22条の規定に基づき、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科(以下「研究科」という。)における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 博士前期課程修了認定に係る学位審査
(論文提出の資格)

第2条 規則第4条の規定による博士前期課程修了の認定のために学位論文(以下「論文」という。)の審査を受けようとする者(以下「前期修了予定者」という。)は、博士前期課程に1年以上在学し、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程(平成23年水産・環境科学総合研究科規程第1号。以下「規程」という。)第7条第1項に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(論文提出の時期)

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、次の各号に掲げる者の論文提出の時期は、それぞれ当該各号に掲げる月とする。

- (1) 標準修業年限以内に提出する者 最終学年の2月以降(後期入学者については最終学年の7月以降)
- (2) 標準修業年限を超えて在学している者 7月又は2月

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第19条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第4条 前期修了予定者は、次に掲げる書類を指導教員(長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号)第8条の2第2項に規定する教員をいう。以下同じ。)を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願(別記様式第1号) 2部
- (2) 論文 2部
- (3) 論文内容の要旨(2,000字以内) 2部(ほかに審査用として必要部数を添付すること。)

2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、前期修了予定者の単独著作とする。

(学位審査委員の選出)

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、論文を教授会の審査に付議するものとし、教授会は、構成員のうちから学位審査委員を選出する。

- 2 前項の学位審査委員は、主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者(研究指導担当適格者に限る。)を前項の学位審査委員とすることができる。
- 4 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の学位審査委員に、他の研究科若しくは大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。
- 5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員又は他の研究科若しくは大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。



(論文の審査及び最終試験)

第6条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の要旨及び最終試験の結果報告(別記様式第4号)により、教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行うものとする。

(課程修了の認定)

第7条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第8条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第19条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮される者のうち、1年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第3章 博士後期課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第9条 規程第5条第1項の規定による博士後期課程修了の認定のために論文の審査を受けようとする者(以下「後期修了予定者」という。)は、博士後期課程に2年以上在学し、規程第7条第3項に定める単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受け、予備審査を終了した者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては1年以上あれば足りるものとする。

2 前項及び第18条の予備審査に関し必要な事項は、別に定める。

(論文提出の時期)

第10条 論文は、在学中に提出するものとし、次の各号に掲げる者の論文提出の時期は、それぞれ当該各号に掲げる月とする。

- (1) 標準修業年限以内に提出する者 最終学年の12月以降(後期入学者については最終学年の7月以降)
- (2) 標準修業年限を超えて在学している者 7月又は12月

2 前項第1号の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第11条 後期修了予定者は、次に掲げる書類を指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願(別記様式第2号) 3部
- (2) 論文 3部
- (3) 論文目録(別記様式第3号) 3部
- (4) 論文内容の要旨(2,000字以内) 3部(ほかに審査用として必要部数を添付すること。)
- (5) 参考論文等 3部

2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、後期修了予定者の単独著作とする。

3 第1項第5号の参考論文等は、論文に関係の深い基礎となる学術論文等とする。この場合において、共著論文であるときは共著者の承諾書を、参考論文が印刷中であるときは掲載証明書等を添付するものとする。

(受理審査)

第12条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、論文を教授会の受理審査に付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

(学位審査委員会)

第13条 教授会は、前条の規定により受理すべきものと決定したときは、後期修了予定者ごとに学位審査委員会を置く。

2 学位審査委員会は、教授会構成員から選出された主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。

4 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科若しくは大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員又は他の研究科若しくは大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(公開論文発表会)

第14条 研究科長は、後期修了予定者に研究科内で行う公開の論文発表会（以下「公開論文発表会」という。）において発表を行わせるものとする。

2 前項の公開論文発表会に関し必要な事項は、別に定める。

(論文の審査及び最終試験)

第15条 学位審査委員会は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）及び最終試験の結果の要旨（別記様式第6号）により、教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行うものとする。

(課程修了の認定)

第16条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を投票により審議し、学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第17条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

(1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末

(2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第19条第2項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、1年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第4章 博士課程（5年一貫制）修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第18条 規則第5条第1項の規定による博士課程（5年一貫制）修了の認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「博士課程（5年一貫制）修了予定者」という。）は、博士課程に4年以上在学し、規程第7条第4項に定める単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受け、中間審査に合格し、予備審査を終了した者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては3年以上あれば足りるものとする。

2 前項及び第20条の中間審査に関し必要な事項は、別に定める。

(準用規定)

第19条 第10条から第17条までの規定は、博士課程(5年一貫制)修了予定者について準用する。この場合において、第10条第2項中「前条第1項ただし書」とあるのは「第18条第1項ただし書」と、第11条、第13条及び第14条中「後期修了予定者」とあるのは「博士課程(5年一貫制)修了予定者」と、第11条第2項中「原則として和文又は英文」とあるのは「英文」と、第17条中「規程第19条第2項ただし書」とあるのは「規程第19条第4項ただし書」と、「1年」とあるのは「3年」と読み替えるものとする。

第5章 博士課程(5年一貫制)における修士の学位授与の認定に係る学位審査
(論文提出の資格)

第20条 規則第4条第2項及び規程第20条第2項の規定による博士課程(5年一貫制)における修士の学位授与の認定に係る学位審査を受けようとする者(以下「博士課程(5年一貫制)修士認定予定者」という。)は、別に定める特別な理由により退学する者のうち、規程第7条第4項に規定する単位のうち第2年次末までに修得可能な必修科目を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、中間審査に合格したものでなければならない。

(論文提出の時期)

第21条 論文は、在学中に提出するものとし、論文提出の時期は、退学する年度の7月又は2月とする。

(学位授与の期日)

第22条 学位授与の期日は、論文の審査及び最終試験に合格した日とする。

(準用規定)

第23条 第4条から第7条までの規定は、博士課程(5年一貫制)修士認定予定者について準用する。この場合において、第4条中「前期修了予定者」とあるのは「博士課程(5年一貫制)修士認定予定者」と、第7条中(見出しを含む。)"「課程修了」とあるのは「修士の学位授与」と読み替えるものとする。

第6章 博士課程を経ない者に係る学位審査
(論文提出の資格)

第24条 規則第5条第2項の規定により論文を提出して学位の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 研究科博士後期課程に3年以上在学し、規程第7条第3項に定める単位を修得して退学した者
- (2) 研究科博士課程(5年一貫制)に5年以上在学し、規程第7条第4項に定める単位を修得して退学した者
- (3) 大学院の修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
- (4) 大学を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者
- (5) 教授会において前号に掲げる者と同等以上の研究歴を有すると認められた者

2 前項第3号から第5号までに規定する研究歴は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学及び大学院の専任教員等として研究に従事した期間
- (2) 大学及び大学院の研究生として研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として在学した期間
- (4) 官公庁、民間企業等の研究機関の研究員として研究に従事した期間
- (5) その他教授会において特に認められた期間

(論文提出の手続)

第25条 申請者が論文の審査を願い出る場合は、次に掲げる書類に所定の審査手数料を添え、研

究指導を受けた研究科の教授若しくは准教授（以下「指導教員」という。）又は論文の紹介をする教授（以下「紹介教授」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。

(1) 学位申請書（別記様式第7号） 3部

(2) 論文 3部

(3) 論文目録（別記様式第3号） 3部

(4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（ほかに審査用として必要部数を添付すること。）

(5) 履歴書（別記様式第8号） 3部

(6) 参考論文等 3部

(7) 最終出身校の卒業証明書、修了証明書又は単位取得退学証明書 3部

(8) 研究歴に関する証明書（前条第1項第1号及び第2号に定める者は除く。） 3部

2 前項第2号の論文は、和文又は英文によるものとし、申請者の単独著作とする。

3 第1項第6号の参考論文等は、論文に関係の深い基礎となる学術論文又は著書等とする。この場合において、共著論文であるときは共著者の承諾書を、参考論文が印刷中であるときは掲載証明書等を添付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、教授会が認めた場合は、第1項第6号の参考論文等の提出を省略することができるものとする。

（資格審査委員会）

第26条 申請者の論文提出の資格を審査するために、教授会に資格審査委員会を置く。

2 資格審査委員会は、指導教員又は紹介教授及び教授会構成員から選出された教授2人以上計3人以上（研究指導適格者に限る。）の委員で組織する。

（受理審査）

第27条 研究科長は、第25条の規定により論文の提出があったときは、資格審査委員会の審査を経て、教授会の受理審査に付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

2 教授会は、必要に応じて論文の内容等について指導教員又は紹介教授に説明を求めた上で、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

（学位審査委員会）

第28条 教授会は、前条第2項の規定により受理すべきものと決定したときは、申請者ごとに学位審査委員会を置く。

2 学位審査委員会は、教授会構成員から選出された主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。

4 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科若しくは大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員又は他の研究科若しくは大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（公開論文発表会）

第29条 研究科長は、申請者に研究科内で行う公開論文発表会において発表を行わせるものとする。

（論文の審査、試験及び試問）

第30条 学位審査委員会は、受理審査終了の日から6週間以内に論文を審査するとともに、試験及び試問を行うものとする。

2 前項の試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行うものとする。

3 第1項の試問は、口頭又は筆答により、専攻する学術に関し、博士課程を修了し学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合において、外国語（当該試問を受ける申請者が外国人であるときは、当該者の母国語を除いた言語）1種類を課すものとし、当該外国語の種類は、別に定める。

4 第24条第1項第1号及び第2号に該当する者が、退学後4年以内に論文を提出したときは、第1項の試問を免除することができる。

5 学位審査委員会は、第1項の結果を論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）及び試験及び試問の結果の要旨（別記様式第9号）により、教授会に報告しなければならない。

（学位授与の可否）

第31条 教授会は、前条第5項の報告に基づき、学位授与の可否を投票により審議し、学長に意見を述べるものとする。

（学位授与の期日）

第32条 論文の審査並びに試験及び試問に合格した者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第7章 雑則

（補則）

第33条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

平成 年 月 日入学
長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科
博士前期課程
博士課程(5年一貫制)

専攻
印

氏名

学位論文審査願

博士前期課程修了
博士課程(5年一貫制)における
修士の学位授与
私こと, 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科
の認定をいただくため, 長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え, 学位論文を提出します
ので審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文	2部
論文内容の要旨	2部

論文内容の要旨

専攻名	専攻	氏名	
題名			
論文内容の要旨			

*作成にあたっては、2,000字以内(文字は10.5ポイントでA4用紙2枚以内とすること)。

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科（博士前期課程）環境科学専攻学位論文審査手続要領

平成22年12月15日
前期課程委員会決定

この要領は、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科学位審査規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、環境科学専攻における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位論文題目の届出）

1. 論文を提出しようとする者は、指導教員の承認を得て、学位論文の題目を修了予定年度の下記期日までに研究科長へ届け出なければならない。

3月修了予定者 9月末日

9月修了予定者 3月末日

（学位論文題目の変更届）

2. 提出する論文の題目は、予め届け出た題目でなければならない。届け出た学位論文の題目を変更しようとする者は、指導教員の承認を得て、下記期日までに研究科長へ届け出なければならない。

3月修了予定者 2月 1日（休業日の場合は直後の最初の平日。）

9月修了予定者 7月31日（休業日の場合は直後の最初の平日。）

（学位論文提出の時期）

3. 論文を提出しようとする者は、必要書類とともに下記期日までに研究科長へ提出しなければならない。

3月修了予定者 2月 1日（休業日の場合は直後の最初の平日。）

9月修了予定者 7月31日（休業日の場合は直後の最初の平日。）

（学位審査委員の選出）

4. 指導教員は、学位論文の提出と同時に規程第5条に定める学位審査委員（学位審査委員候補者）を選出し、研究科長へ提出しなければならない（主査は、指導教員とする。）。

（最終試験）

5. 最終試験の詳細については専攻で定める。

（学位授与に係る評価基準）

6. 修士論文の審査において主査・副査いずれもが修士に相当する内容と評価し、かつ最終試験について主査・副査のいずれもが60点以上と評価したときに合格とする。

（論文の審査及び最終試験の結果報告）

7. 学位審査委員は、論文審査及び最終試験の結果を次の期日までに研究科長へ報告しなければならない。

3月修了予定者 2月末日

9月修了予定者 8月末日

（学位論文の保管）

8. 学位論文は、専攻・文教地区事務部学務課において保管するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

学位論文の提出から課程修了までの流れ

以下に学位論文提出から、課程修了までのおおよその流れを図示します。
なお、()内は9月修了予定者についての記載です。

1. 修了年度の9月(3月)末日

学位論文題目届→指導教員へ。指導教員の承認→研究科長(学務班)

2. 12月(6月)中旬

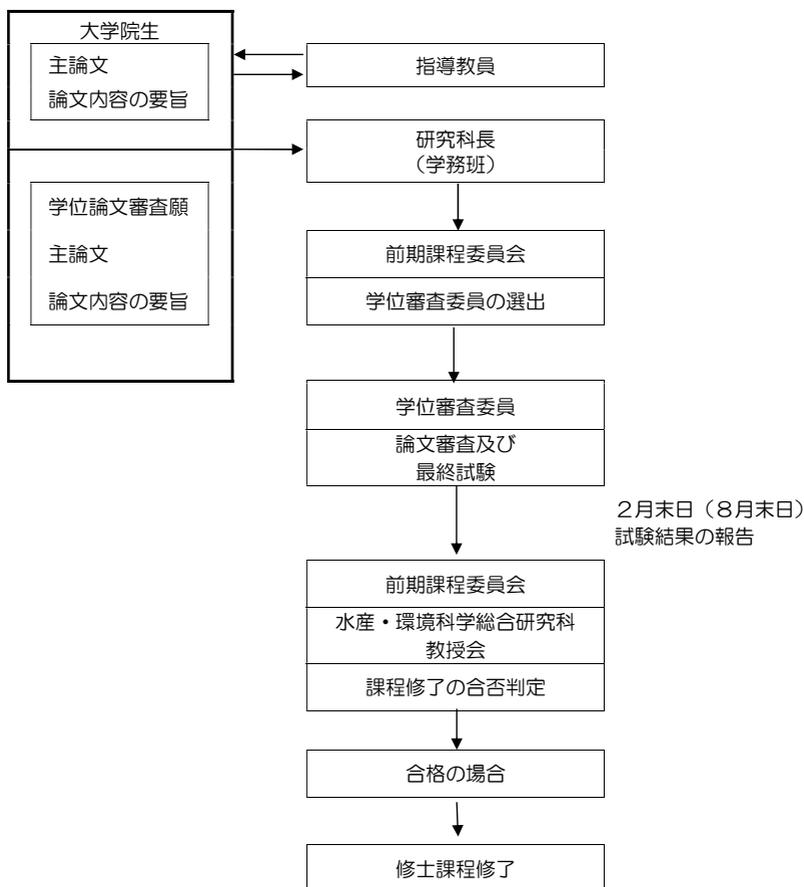
学位論文審査願, 論文内容の要旨を学務班から指導教員へ配付→指導教員から学生へ

3. 2月1日(7月31日)休業日の場合は直後の最初の平日

論文題目変更届→指導教員へ。指導教員の承認→研究科長(学務班)

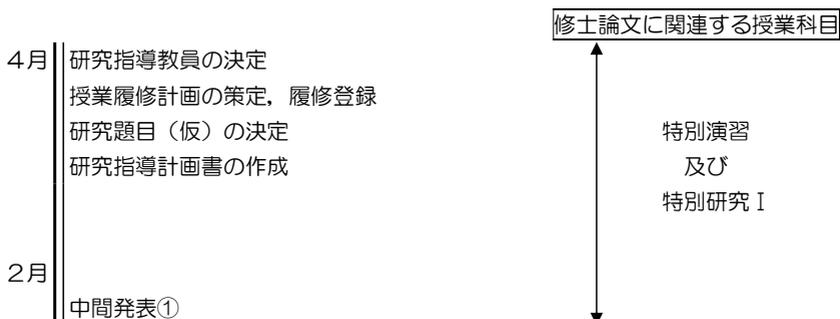
4. 2月1日(7月31日)休業日の場合は直後の最初の平日

学位論文等の提出。→指導教員へ。指導教員の承認→研究科長(学務班)

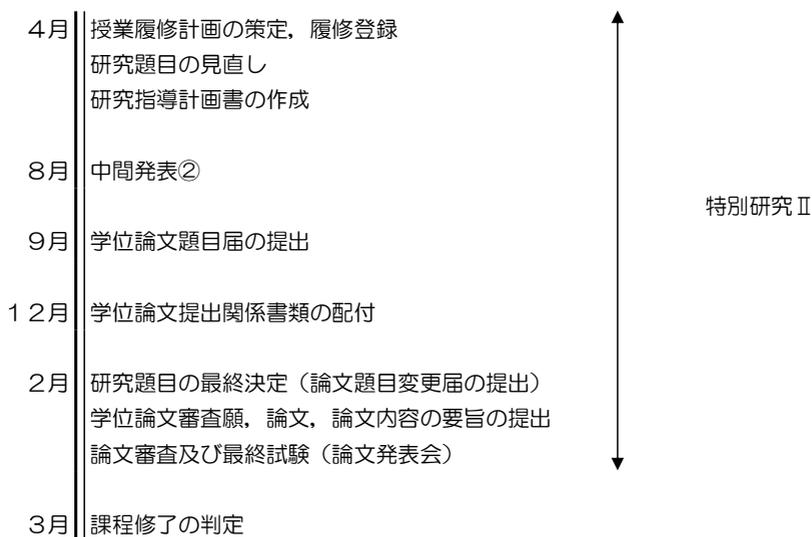


研究指導に関する計画の一例

【前期課程1年次】



【前期課程2年次】



IV 申合せ等

大学院前期課程の副指導教員の選任等について（申合せ）

第1. 趣旨

大学院教育におけるきめ細かな研究指導の一層の充実を図ることを目的とし、水産・環境科学総合研究科規程第5条第2項に関し複数の指導教員を定めることについて必要な事項を申し合わせるものである。

第2. 副指導教員の選任

副指導教員は水産・環境科学総合研究科の構成員の中から選定する。

第3. 副指導教員の役割

副指導教員は指導教員と協力して学生の研究指導を担当する。

第4. 選任後の変更

学生本人及び指導教員の合意により副指導教員の変更を申し出ることができる。

第5. 学位審査委員

指導教員は主査として、また原則として副指導教員は副査として学位審査委員に加わる。ただし、必要に応じて他の者を副査に加えることができる。

第6. 研究指導経費

指導教員の判断により、学生当りの教育経費のうち相当額を副指導教員に配分できるものとする。

第7. この申合せは、平成30年度入学の学生から適用する。

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科博士前期課程における副専攻制の取扱いに関する申合せ

水産・環境科学総合研究科規程第7条第2項に規定する副専攻制に関し、必要な事項を次のとおり申し合わせる。

- (1) 副専攻制に関する学生への案内は、予め各系の履修案内にその内容を明記し、学年の初めに実施するオリエンテーションで行うものとする。
- (2) 副専攻の履修は、他専攻の授業科目の履修手続きに準じるものとし、学生は、学年の初めに、履修しようとする他専攻の授業科目を所定の履修届により指定の期日までに、指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。
- (3) 副専攻認定の申請は、学生本人が所定の様式により2年次後期(12月末)までに、指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。
- (4) 学生から申請のあった他専攻の授業科目のうち10単位以上の単位修得が認められた場合は、学生が所属する専攻の前期課程委員会に諮り、所定の様式により研究科長が副専攻を認定する。
なお、学生が所属する専攻の前期課程委員会は、副専攻認定を受ける系の前期課程委員会に結果を報告しなければならない。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程第19条第1項に定める博士前期課程の早期修了に関する申合せ

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科規程（以下「規程」という。）第19条第1項ただし書（以下「規程第19条第1項ただし書」という。）に基づく博士前期課程の早期修了（以下「早期課程修了」という。）に関する要件、認定手続等について、次のとおり申し合わせる。

（早期課程修了の要件）

第1 規程第19条第1項ただし書に基づく早期課程修了は、特段に優秀な学生が特に優れた業績を上げた場合に限って適用されるものであり、その要件は、次の各号のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 博士前期課程に1年以上在学した者
- (2) 規程第7条第1項に規定する単位(30単位以上)を修得した者
- (3) 指導教員から必要な研究指導を受けた上で、修士論文を提出した者
- (4) 修士論文の審査及び最終試験に合格した者
- (5) 修士論文を構成する論文の中で、博士前期課程入学後に投稿され、掲載済み又は掲載が決定された審査付き原著論文が1編以上ある者。ただし、当該原著論文は、博士前期課程入学後の研究成果に基づく内容（博士前期課程入学後に行われた研究成果が当該の審査付き原著論文の重要な部分を構成しているもの。）でなければならない。
- (6) 修士論文が特段に優秀な内容であり、規程第19条第1項ただし書適用が妥当である旨の推薦書が、指導教員から提出されている者。ただし、当該推薦書は、当該専攻主任の承認を得たものでなければならない。

（前期課程委員会への推薦）

第2 指導教員は、学生から早期課程修了の申し出があり、かつ、規程第19条第1項ただし書適用が妥当と判断した場合には、その旨の推薦書を当該専攻主任の承認を得て、前期課程委員会委員長（水産学系及び環境科学系の当該前期課程委員会委員長をいう。以下同じ）に以下の期日までに提出するものとする。

3月修了・・・前年の12月末まで

9月修了・・・当該年の6月末まで

（予備審査委員会における審査）

第3 第2により推薦書の提出を受けた前期課程委員会委員長は、規程第19条第1項ただし書適用の妥当性を審査するために前期課程委員会に予備審査委員会を設置するものとする。

2 前項の予備審査委員会は、3人以上の委員で組織する。

3 予備審査委員会は、規程第19条第1項ただし書適用の妥当性を審査し、予備審査結果を前期課程委員会委員長に以下の期日までに報告するものとする。

3月修了・・・当該年の1月末まで

9月修了・・・当該年の7月末まで

（学位審査委員会における審査）

第4 前期課程委員会委員長は、予備審査委員会の審査結果を受けて、前期課程委員会に諮り、規程第19条第1項ただし書適用の可否について審議し、適用が妥当であると認めた場合には、水産・環境科学総合研究科学位審査規程第5条の規定に基づき学位審査委員を選出する。

2 学位審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の要旨及び最終試験の結果報告（別記様式第4号）により、前期課程委員会委員長に報告するものとする。

（研究科長への報告）

第5 第4第2項により審査報告書の提出を受けた前期課程委員会委員長は、前期課程委員会に諮り、早期課程修了の可否について審議し、審議結果報告書により研究科長に報告するものとする。

（研究科教授会による判定）

第6 研究科教授会は、前期課程委員会の早期課程修了に係る審議結果報告書に基づき、当該学生の早期課程修了の可否を判定するものとする。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

水産・環境科学総合研究科博士前期課程学生表彰に関する申合せ

長崎大学大学院学則第38条及び長崎大学学生表彰規程第2条第1項の規定に基づき、水産・環境科学総合研究科博士前期課程（以下「本研究科」という。）における「学長賞」並びに「研究科長賞」の候補者選考に関し必要な事項を次のとおり申し合わせる。

- (1) 水産学専攻及び環境科学専攻の修了予定者のうちから、専攻ごとに学業成績優秀者2人を選考する。
- (2) 本研究科から推薦する「学長賞」候補者は、前項で選考された学業成績優秀者のうちから、次の輪番制で1人を決定する。
 - ①水産学専攻
 - ②環境科学専攻
- (3) 「学長賞」候補者を除いた学業成績優秀者を「研究科長賞」候補者とする。
- (4) 専攻ごとに選出された候補者は、予め定めた審査委員会等に諮り、「学長賞」候補者については3月上旬までに受賞者を決定し、学長に推薦する。
- (5) 候補者の選考については、取得単位数とその成績、学術論文の公表、学会発表、研究への取り組み、修士論文の試問等の前期課程における活動状況を総合的に評価して行うが、具体的な選考方法は別途各系において定めるものとする。
- (6) 「学長賞」候補者を修了生総代とする。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

環境科学専攻における学長賞及び研究科長賞の選考方法についての申合せ

水産・環境科学総合研究科博士前期課程学生表彰に関する申合せ第5の規定に基づき、環境科学専攻における学長賞及び研究科長賞の選考方法について以下のとおり申し合わせる。

1. 専攻主任、副専攻主任及び教務委員からなる選考委員会を組織し、選考委員会において、取得単位数とその成績、学術論文の公表、学会発表、研究への取組み、修士論文の諮問等の前期課程における活動状況を総合的に評価して候補者を決定する。
2. 前項の協議における判断材料として、学術的活動及び研究活動に伴う業績並びに修了要件単位における成績を「ポイント積算表」（別表）で数値化した資料を用いることとする。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

大学間交流協定に基づく大学院留学生の派遣及び受入れに関する申合せ

大学間交流協定に基づく大学院交換留学生の派遣及び受入れに関して、協定に定めるもののほか次のとおり申し合わせる。

○ 留学生の派遣

(対象者及び資格)

第1 本研究科が派遣しようとする留学生の対象者は、1 年次前期末までに選択必修科目を含む8単位以上を修得している者とする。

(申請)

第2 派遣留学を申請しようとする学生は、次の申請書類を研究科長へ提出しなければならない。

- 一 留学願
- 二 留学を希望する理由書及び学修計画書
- 三 保証人の同意書
- 四 その他選考委員会が必要とする書類

(選考委員会)

第3 派遣留学生の選考は、研究科教務委員会が行う。

(選考)

第4 選考委員会は、学生から提出された申請書類、面接及びその他委員会が必要と判断する方法により派遣留学生の選考を行う。

(留学期間及び身分)

第5 留学期間は1 年以内とし、派遣先大学での身分は特別研究学生とする。

ただし、学位論文提出期日の前学期末(9月または3月)までに、留学期間を終了していなければならない。

(留学の終了)

第6 派遣留学生は、留学期間が終了したときは、留学終了報告書及び派遣大学で交付された学業成績証明書等を研究科長へ提出しなければならない。

(単位の認定)

第7 派遣留学生が派遣先大学で修得した学業成績は、派遣留学生から提出された学業成績証明書等をもとに、研究科教務委員会が審査の上、研究科における授業科目の履修により修得したものとして認定する。

(認定単位の取扱い)

第8 研究科における授業科目の履修により修得したものとして認定された授業科目は選択科目として取り扱うものとする。

(学業成績累加記録簿への記載)

第9 研究科における授業科目の履修による修得したものとして認定された授業科目は、原文の授業科目名及び取得大学名を学業成績累加記録簿に記載する。

○ 留学生の受入れ

(受入留学生の選考)

第1 受入留学生の選考は、協定に基づき派遣大学が行い、研究科はそれを尊重する。

(受入期間及び身分)

第2 受入期間は1 年以内とし、受入留学生の身分は特別聴講学生とする。

(入学申請)

第3 受入れ学生は入学に際し、願書、履歴書等の所定の書類を提出しなければならない。

(履修手続き)

第4 受入留学生は、当該年度開講授業科目の中から受講科目を決定し、履修届を提出しなければならない。

(単位の認定)

第5 受入留学生が履修した授業科目は、研究科規程の定めるところにより、単位認定及び成績評価を行う。

(成績の通知)

第6 受入留学生が履修した授業科目については、学業成績表により本人及び派遣大学へ通知する。

環境科学部 ティーチング・アシスタント（TA）マニュアル

TAを担当する学生ならびにTAを利用する教員は必読の事

1 ティーチング・アシスタント（TA）制度の目的

優秀な大学院学生に、学部学生の教育補助業務を行わせることにより、学部教育の細やかな指導を実現するとともに、大学院学生が将来教員又は研究者になるためのトレーニングの機会を提供するものです。また、教育補助業務に対する手当を支給することにより、大学院学生の処遇改善の一助とすることを目的とします。

2 TAの業務

TAは、研究指導教員の監理の下に授業担当教員の指導を受け、学部の学生に対し、実験、実習、演習等の授業に係る教育補助業務を行います。

3 TAの身分

TAは、パートタイマーとして正式に長崎大学と雇用契約を結び、学生が在学する大学院の研究科に所属します。

4 TAの公募及び選考

TAの公募は、前期開講科目については1月、後期開講科目については6月に行い選考のうえ決定します。

なお、応募にあたっては指導教員と履修計画や研究計画を十分検討のうえ、過度の負担が生じることがないように注意してください。

5 オリエンテーションの実施

TAによる教育効果を上げるために、各授業担当教員等によりオリエンテーションを行います。TAに採用された者は、必ず参加しなければなりません。

6 TA実施に当たっての注意事項

- (1) 実験については、特に学生の安全に配慮すること。
- (2) 分からないことは各授業担当教員に確認すること。
- (3) 都合により担当できない場合は、事前に各授業担当教員へ連絡すること。
- (4) 勤務する日は、勤務開始前までに総務班で出勤簿に押印すること。

7 TAを利用する教員の責務

TAに対し十分な指導を行う義務があります。5に挙げたTAに対するオリエンテーションを必ず実施し、「ティーチング・アシスタントに対するオリエンテーション実施報告書」を作成のうえ学務班に提出してください。

授業時間帯に合わせて報告をお願いします。補助する授業よりも長い時間勤務させる場合は、理由書を提出していただきます。

なお、報告については、下記のとおりお願いします。

(例) 13時00分～13時30分 0.5時間

また6時間を越えてTAを行う場合は、45分の休憩時間を与える必要があります。

8 ティーチング・アシスタントに関する諸規程について

ティーチング・アシスタントの採用に関する基本方針

平成18年3月27日
教務委員会決定

- 1 ティーチング・アシスタント制度の目的
優秀な大学院学生に、学部学生の教育補助業務を行わせることにより、学部教育の細やかな指導を実現するとともに、大学院学生が将来教員又は研究者になるためのトレーニングの機会を提供するものである。また、教育補助業務に対する手当を支給することにより、大学院学生の処遇改善の一助とすることを目的とする。
- 2 ティーチング・アシスタント経費について
法人化以降、従来のようにティーチング・アシスタント経費のための予算枠が別途配分されることはなく、あくまで、運営費交付金で措置された予算の範囲内でティーチング・アシスタントを採用することになっていることから、適正な要求に応じた真に必要なことへの配分を行うものである。
- 3 ティーチング・アシスタントを配置する授業科目
対象とする授業科目は、実験、実習、演習等の科目とする。
- 4 ティーチング・アシスタントの採用方法
部局で定める選考方法・基準による。
- 5 ティーチング・アシスタントの指導
研究指導教員及び授業担当教員は、ティーチング・アシスタントへのオリエンテーションを行い、教育補助業務に対する適切な指導を行う。

長崎大学ティーチング・アシスタント取扱規程

平成16年4月1日
規程第54号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学(以下「本学」という。)の優秀な大学院学生に、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の教育補助業務を行う大学院学生をティーチング・アシスタントという。

(資格)

第3条 ティーチング・アシスタントになることのできる者は、本学大学院に在学する学生とする。

(身分及び所属)

第4条 ティーチング・アシスタントは、パートタイマーとし、当該学生が在学する大学院の研究科に所属するものとする。

(職務)

第5条 ティーチング・アシスタントは、当該学生の研究指導教員の監理の下に授業担当教員の指導を受け、学部又は大学院修士課程若しくは博士前期課程(前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程の博士前期課程に対応した期間を含む。以下同じ。)の学生に対し、講義(アクティブ・ラーニングを取り入れた講義に限る。)、実験、実習、演習等の授業に係る教育補助業務を行う。ただし、大学院修士課程又は博士前期課程の学生であるティーチング・アシスタントにあっては、学部学生に対する教育補助業務に限るものとする。

(勤務時間)

第6条 ティーチング・アシスタントの勤務時間は、大学院学生としての授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。

(教育補助を行う授業科目等)

第7条 研究科の教育課程の編成上基礎となる講座の教員で、大学院の修士課程、博士前期課程又は当該教員の所属する学部においてティーチング・アシスタントによる教育補助を必要とする者は、授業科目等を明示して当該講座を基礎とする研究科の長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の教員で、ティーチング・アシスタントによる教育補助を必要とする者は、授業科目等を明示して、当該授業科目を開設する学部(教養教育に関する授業科目(学部モジュール科目を除く。))にあっては教養教育実施専門部会)又は研究科の長を通じて、当該授業科目と密接な関係にある研究分野を有する研究科の長に申請するものとする。

3 前2項により申請を受けた研究科の長は、その申請に係る教育補助業務の内容が当該研究科の教育上適当であるか否かを審査し、適当であると認めたときは、教育補助を行わせる授業科目等を決定の上、申請者にその旨を通知する。

(公募及び選考)

第8条 研究科の長は、前条第3項により教育補助を行わせる授業科目等を決定したときは、当該研究科の学生のうちからティーチング・アシスタントを公募し、選考するものとする。

2 前項のティーチング・アシスタントの選考は、次の各号の一に該当し、教育補助業務の遂行能力があると認められる者について行わせるものとする。

(1) 教育補助に係る授業科目又は当該授業科目と密接な関連のある授業科目を優秀な成績で修めた者

(2) 研究科における研究状況が良好であり、所定の年限で修了が見込める者

(3) その他研究科の長が優秀と認めた者

(オリエンテーション等)

第9条 研究指導教員及び授業担当教員は、ティーチング・アシスタントに対し、連携して事前に適切なオリエンテーションを行い、随時当該教育補助業務に関する意見を聴取しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ティーチング・アシスタントの実施に関し必要な事項は、研究科が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月25日から施行する。

ティーチング・アシスタント採用基準

各研究科において、「長崎大学ティーチング・アシスタント取扱規程」及び「ティーチング・アシスタントの採用に関する基本方針」を踏まえ、研究科におけるティーチング・アシスタントの採用基準について、概ね次の事項を定めるものとする。

1. 授業科目（ティーチング・アシスタントが教育補助を行う必要がある授業科目、受講者数に対する配置人数、従事時間数等の基準を定める。）
 - (1) ティーチング・アシスタントを配置する授業科目の基準は、次のとおりとする。

	授業科目区分	受講者数
ティーチング・アシスタント1名当たり	演習科目	20人程度
	実験科目	5～10人程度

- (2) ティーチング・アシスタントに教育補助を行わせる授業科目等は、概ね、演習科目及び実験科目とする。
 - (3) ティーチング・アシスタント1人当たりの従事時間は、原則として週20時間を限度とする。
2. 選考対象者（選考対象者は、長崎大学ティーチング・アシスタント取扱規程第8条第2項に規定される大学院生のうち、ティーチング・アシスタントとして必要な能力を有する者や経済的支援等の観点から除外する者の基準を定める。）
 - (1) ティーチング・アシスタントの選考対象者は、業務に必要とされる専門性の観点から、次の授業科目に依りて必要とされる能力を有していること。
 - ① 演習・実習科目における知識・技術を習得しており、学習者に対して適切にアドバイスができること。
 - ② 実験科目における機器の操作方法及び安全管理を習得しており、学習者に対して適切にアドバイスができること。
 - (2) ティーチング・アシスタントとして、次の者については選考の対象としない。
 - ① 社会人学生
 - ② 日本学術振興会特別研究員採用学生
 - ③ 休学中の者
 3. 選考手順（教員からの申請手順、選考方法、経費配分等の基準を定める。）
 - (1) ティーチング・アシスタントによる教育補助を必要とする教員は、教育補助を必要とする授業科目、必要人数、必要時間数を採用計画調書により研究科長に申請を行う。
 - (2) 研究科長は、(1)により申請された授業計画調書の内容が教育上適当であるか審査を行い、適当であると認められるときは、教育補助を行わせる授業科目等としてティーチング・アシスタントの配置を決定し、当該教員へ通知を行う。
 - (3) (2)により決定通知があった教員は、ティーチング・アシスタントの公募を行い、研究科長に推薦する。
 - (4) 研究科長は、(3)により推薦された者について、ティーチング・アシスタントとして適格であるか選考を行うとともに、ティーチング・アシスタント経費を考慮のうえ、適格者を決定し、学長にティーチング・アシスタントの採用の上申を行う。

全学的休講措置の申合せ

平成16年8月23日教務委員会決定
平成19年10月22日教務委員会一部改正
平成23年8月22日教務委員会全部改正
平成26年7月28日教務委員会一部改正
平成30年9月10日教務委員会一部改正

この申合せは、特別警報発令、台風、積雪その他の不測の事態による学生の事故の発生を防止するため、全学的に統一した授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の休講又は延期（以下「休講等」という。）の措置に関し、必要な事項を定める。

1. 特別警報発令による休講等の措置

長崎県南部に長崎地方気象台が発表する特別警報が発令された場合は、学長が休講等の措置を決定するものとする。

2. 台風又は積雪（以下「台風等」という。）による休講等の措置

台風等による授業等の休講等の措置は、学長が次の(1)及び(2)を勘案して決定する。

(1) 気象警報

台風等により、長崎県南部に長崎地方気象台が発表する暴風警報、大雪警報、暴風雪警報等が発令されている場合

(2) 公共交通機関

台風等により、次の2つ以上の公共交通機関が長崎市内全線不通の場合

長崎バス

長崎県営バス

長崎電気軌道

JR長崎本線（諫早～長崎間）

3. その他不測の事態による授業等の休講等の措置

1. 及び2. に規定するもののほか、地震、洪水その他の不測の事態が発生した場合における授業等の休講等の措置は、学長が適宜状況を判断の上、決定するものとする。

4. 休講等の措置の周知

1. 及び2. により決定した休講等の措置は、次の表に掲げる時間帯に応じ、同表の右欄に掲げる時間までに学生支援部教育支援課が、NU-Webシステム（学務情報システム）の「お知らせ」及び 大学ホームページの携帯サイトを使用して周知を行うとともに、学内においては掲示により周知を行うものとする。

休講等の時間帯	時間
午前の授業等	午前7時
午後の授業等（経済学部夜間主コースの授業等を除く。）	午前11時
経済学部夜間主コースの授業等	午後4時

5. 教育実習等の場合の取扱い

教育実習、臨床実習、介護等体験実習、インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものとする。

附 則

この申合せは、平成30年9月10日から施行する。

(参考)

台風等による休講情報携帯サイト <http://n-info.nagasaki-u.ac.jp/m>



長崎大学における学生の懲戒に関する指針

平成20年9月26日
学 長 裁 定

1 目的

この指針は、長崎大学学則（平成 16 年学則第1号。）以下「学則」という。）第50条及び長崎大学大学院学則（平成 16 年学則第2号。）以下「大学院学則」という。）第38条に基づいて行う学生の懲戒処分の適正及び公正を図るために 必要な事項を定めることを目的とする。

2 懲戒の対象

懲戒の対象となりうる事件・事故等は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 刑事事件
- (2) 交通事故
- (3) その他懲戒処分に相当する事件・事故等

3 懲戒の種類 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪する。
- (2) 停学 確定期限を付す有期の停学と無期の停学からなり、停学期間中は登学を禁止する。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。

4 懲戒の要否等の決定

学則第50条及び大学院学則第38条に規定する懲戒対象行為の存否を認定する必要があり、懲戒の種類及び内容を決定するに当たっては、原因行為の「悪質性」を判断した上で、結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

5 懲戒の対象となる事件事故

(1) 懲戒の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- ③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- ④ 前①、②、③のいずれにも該当しない場合
学部、研究科、熱帯医学研究所、国際教育リエゾン機構及び大学教育イノベーションセンター（以下「学部等」という。）の指導（学部等の長の 厳重注意）

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の当該行為に対する態度、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害、物的損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(4) 過去に懲戒処分等を受けたものに対する懲戒

過去に懲戒処分を受け、又は学部等で指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」の高いものとみなし、前回の処分を超える重い処分をすることができる。

6 懲戒の手続き

(事件・事故等の報告及び調査等)

- (1) 学生は事件・事故等を起こした場合、学生支援部又は所属する学部等に滞りなく届けなければならない。
- (2) 学部等の長は、学生の懲戒に相当すると思われる事件・事故等が発生した場合、速やかに学生委員長に報告する。
- (3) 学生支援部は、事実関係の調査及び関係する学部等による当該学生からの事情聴取結果を基に、諸機関との連絡調整を図りながら、その結果を逐次、学生委員長に報告する。未成年者については、必要と判断されれば、事実調査の際に保護者を同席させる等の配慮を行う。
- (4) 学生委員長は、当該事件等の内容を学長に報告する。

(懲戒の審議)

- (5) 学長は、学生委員長から報告のあった内容の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生委員会に対し当該事件等に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議を求めるものとする。
- (6) 学生委員会は、当該事件等に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議する。懲戒対象行為に係る事実調査、懲戒処分内容及び執行に伴う措置の判断に当たっては、事前に当該学生に告知し、口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、学生が心身の故障、身柄拘束、長期旅行その他の事由により口頭による意見陳述ができないときは、これに替えて文書による意見提出の機会を与えるものとする。学生委員長は、学生委員会の審議結果及び学生の意見陳述等の結果を学長に報告するものとする。
- (7) 学長は、学生委員会から報告のあった審議の結果を、当該学生が所属する学部等の長に通知する。
- (8) 学部等の長は、学部教授会等において、学長からの通知に基づき、事実認定と懲戒の種類及び内容について検討を行い、懲戒処分案を作成し、学長に上申する。
- (9) 学長は、学部等の長からの上申に基づき、教育研究評議会の議を経て、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の告知及び発効日)

(10) 懲戒処分の告知は文書により、学部等の長が当該学生及び保証人に対して行う。

ただし、文書による通知が不可能な場合は、他の適切な方法により通知する。

(11) 懲戒の発効の日は、当該学生に交付等が行われた日とする。

(異議申し立てに係わる再審議等)

(12) 当該学生は、事実誤認、新事実の発見等の正当な理由があるときは、懲戒の異議申し立てをすることができる。この場合、学長は学生委員会に再審議を求める。学生委員会は、再審議を行い、その結果を学長に報告する。学長は再審議の結果を教育研究評議会に付議し、その審議結果に基づき、改めて審議結果を当該学生に通知する。なお、再審議の期間は懲戒の効力を妨げないものとする。

7 懲戒処分の執行等

(1) 停学処分の種類

停学は、有期又は無期とし、次の通りとする。

- ① 有期停学は、6 か月未満の期限を付すものとする。ただし、停学期間が満了することにより処分を解除することが適当でないと判断される場合は、学長は教育研究評議会の議を経て、期間の延長を決定することができる。
- ② 無期停学は、期限を付さないものとする。

(2) 停学処分の解除

① 有期停学の処分解除

有期停学の処分は、停学期間の満了をもって解除する。なお、当該学生が改悛したこと等により、学部教授会等において、教育的配慮から早急に停学処分の解除が妥当であると判断したときは、学部等の長からの学生の停学処分解除申請書の提出に基づき、学長は、教育研究評議会の議を経ることなく停学処分の解除を決定することができる。これらの場合における教育研究評議会への報告は、事後に行うこととする。

② 無期停学の処分解除

無期停学の処分は、当該処分を受けた学生の反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して次のとおり処分を解除することができる。

ア 学部等の長は、学部教授会等の議を経て、学長に停学処分の解除の申請を「学生の停学処分解除申請書」により行うものとする。

イ 学長は、学部等の長からの申請があった場合、無期停学の処分解除について検討が必要であると判断したときは、学生委員会に審議を求めることができる。

ウ 学長は、学生委員会の答申を踏まえ、教育研究評議会の議を経て、停学処分解除の可否を決定する。その後学部等の長に審議結果を通知する。

工 通知に基づき学部等の長は、当該学生及び保証人に対して文書で交付する。

(3) 謹慎

学部等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に謹慎を言い渡すことができるものとする。この場合において、謹慎の期間は、1か月を超えないものとする。なお、この間は、原則として学生としての活動を制限する。また、謹慎の期間は停学期間に算入することができる。

(4) 懲戒処分と自主退学・休学

- ① 学部等の長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申請があった場合には、この申し出を受理しないものとし、懲戒処分の決定後に自主退学の申し出があった場合は、受理することができる。
- ② 学部等の長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に休学の申請があった場合には、この申し出を受理しないものとする。
- ③ 休学中の学生に対して停学処分が決定された場合には、当該停学処分の決定の日をもって当該学生の休学許可を取り消すものとする。

(5) 停学中の学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生が所属する学部等の教員が担当するものとする。なお、当該学生の精神的なケアについては、所属学部等が学生支援部、保健・医療推進センター等と協力して行う。

8 懲戒処分に関する情報の非公開

(1) 非公開の原則

懲戒処分を実施した場合、学生の氏名、学籍番号、懲戒の内容、懲戒の事由等は、当該学生及び保証人以外には明らかにしないものとする。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りでない。

(2) 証明書类等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載しないことを原則とする。

附 則 この指針は、平成20年9月26日から実施する。

学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン

平成 15 年 11 月 28 日

学長裁定

1. 目的

本懲戒ガイドラインは、長崎大学学則（以下「学則」）第50条に基づいて行う学生の交通事件に関する懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定める。

2. 懲戒処分の種類と内容

(1) 懲戒の種類

学則第50条第2項に従い、学生の懲戒は退学、停学及び訓告とする。

(2) 退学

退学は、学生としての身分の剥奪である。

(3) 停学

停学は確定期限を付す有期の停学と、確定期限を付さない無期の停学（以下「無期停学」）からなる。

① 停学の種類

1. 6か月以上の停学を無期停学とし、確定期限を付さず、指導の状況および生活態度等を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

2. 6か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

② 当該学生が所属する学部および大学院研究科（以下「学部等」）の長（以下「学部長等」）は、無期停学を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断し、その処分の解除が適当であると考えられるときは、教授会の議を経て、学長に対しその処分の解除を上申することができる。

③ 無期停学の解除は、学部長等からの上申により、学長が長崎大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」）の議を経て、これを行う。

④ 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ、解除することはできない。

⑤ 無期停学解除の告知は、学部長等により当該学生及び保証人に対して行われる。

(4) 訓告

訓告は、処分としての大学の教育的意思表示である。

3. 懲戒の対象となる交通事件

(1) 懲戒の基準

① 事故の様相が悪質である交通死亡事故（交通事故による受傷を原因として被害者が事故後30日以内に死亡した事故）に対する懲戒処分は、退学、または無期停学とする。

② 事故の様相が悪質である交通傷害事故に対する懲戒処分は、有期停学または訓告とする。ただし、情状によりその処分を減することができる。

また、1か月以上の有期停学は、様相が特に悪質で結果が重大な場合に限るものとする。

- ③ 再犯の場合はより重い処分とすることができる。
- (2) 懲戒の対象とならないもの
- 単純な道路交通法違反や、交通事故の態様が悪質でないものについては、懲戒処分の対象とはしない。ただし、重大な結果を惹起した交通事故に対しては、必要に応じて学部等の指導（学部長等による厳重注意等）を行う。また懲戒の基準に該当しないものの事故の態様が悪質である交通事故に対しても同じく必要に応じて学部等の指導を行う。
- (3) 悪質性の判断基準
- 交通事故に対する懲戒処分は、学則50条に定める「学生の本分に反する行為」として科せられるものであることに鑑み、態様が悪質な交通事故とは道路交通法に違反する次のような行為があった場合を指すものとする。
- ① 酒酔い運転
 - ② 麻薬等運転
 - ③ 共同危険行為等禁止違反
 - ④ 無免許運転
 - ⑤ 大型自動車等無資格運転
 - ⑥ 仮免許運転違反
 - ⑦ 酒気帯び（0.15以上）運転
 - ⑧ 過労運転等
 - ⑨ 大幅な速度超過運転
 - ⑩ 救護措置義務違反
- (4) 上記①～⑩の用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。
- ① 「酒酔い運転」とは、道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為のうち、酒によった状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう）で運転する行為をいう。
 - ② 「麻薬等運転」とは、道路交通法第66条の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令第32条の2に規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。
 - ③ 「共同危険行為等禁止違反」とは、道路交通法第68条の規定に違反する行為をいう。
 - ④ 「無免許運転」とは、道路交通法第64条の規定に違反する行為をいう。
 - ⑤ 「大型自動車等無資格運転」とは、道路交通法第117条の4第1号に該当する行為をいう。
 - ⑥ 「仮免許運転違反」とは、道路交通法第87条第2項後段の規定に違反する行為をいう。
 - ⑦ 「酒気帯び（0.15以上）運転」とは、身体に血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上または呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する場合をいう。
 - ⑧ 「過労運転等」とは、道路交通法第66条の規定に違反して過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。
 - ⑨ 「大幅な速度超過運転」とは、道路交通法第22条の規定に違反する行為のうち超過速度が高速道路において50キロ以上、それ以外の道路において30キロ以上である場合をいう。

⑩ 「救護措置義務違反」とは、道路交通法第72条第1項の規定に違反する行為をいう。

- (5) 上記の悪質性の判断基準については、法令の改正及び社会的状況の変化に応じ、法律の専門家と相談の上、適宜改正するものとする。

4. 交通事故における懲戒の手続きと執行

(1) 交通事故の報告

- ① 学生による交通事故は、学生支援部で一元的に対応する。
- ② 学生による交通事故が発生した場合、各学部等及び大学関係者は察知した情報を速やかに学生支援部へ通報する。
- ③ 学生支援部は速やかに学生委員長に通報するとともに、事実関係の把握に努め、当該事件に係わる学生が所属する学部等への連絡、関係諸機関との連絡調整を行い、その結果を逐次学生委員長に報告し、同時に学部等へ通知する。
- ④ 学生委員長は、学生による交通事故に関して学長に報告を行う。
- ⑤ 当該事件に係わる学生が所属する部局は、通知された交通事故について、当該学生と連絡をとるとともに指導に努め、必要に応じて学長への報告、学生委員長及び学生委員会への説明、学生支援部との連絡を行うものとする。

(2) 事実関係の調査と当該事件に係わる学生への教育的指導

- ① 学外での事実関係の調査は、学生支援部が担当する。また必要があれば当該事件に係わる学生の所属する学部等の教員および職員はそれを補佐することができる。
- ② 学内での学部等による事実関係の調査は、原則として当該事件に係わる学生からの事情聴取を行うものとする。ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、学部等はその旨を学長に報告するとともに、学生委員長及び学生委員会に説明するものとする。また、学生が心身の故障、身柄の拘束、長期旅行その他の事由により、当該学生に事情聴取できない場合は、事情聴取が可能になるまでの間、学部等は調査及びその報告等を留保するものとする。

(3) 学生委員会による審査

- ① 学長は学生委員長から報告のあった交通事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生委員会に対し当該事件に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議を求めるものとする。
- ② 学生委員長は、速やかに学生委員会内に調査小委員会を設置する。なお、大学においていたすらに処分の是非の決定を長引かせることのないように、調査小委員会は定例の学生委員会開催以前に設置ことができ、学生委員長はその構成員を指名することができる。
- ③ 調査小委員会の構成員は、加害者または被害者と関係が無いが、その恐れが無いように選任され、また被害者及びその関係者と接触の無いように管理されなければならない。
- ④ 調査小委員会は、学生支援部及び学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができる。
- ⑤ 学生委員会は調査小委員会の報告に基づき、当該事故に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審査し、その結果を学長に報告するものとする。

(4) 審査結果の通知

学長は、学生委員会から報告のあった審議の結果を、当該学生が所属する学部長等に通知する。

(5) 懲戒の審議

学部長等は、学長からの通知に基づき、事実認定と懲戒の種類及び内容について教授会に付議の上、速やかに学長に懲戒を上申するものとする。

(6) 懲戒の決定

- ① 学長は、学部からの上申事項を教育研究評議会の議に付し、懲戒処分を決定する。
- ② 学長は、教育研究評議会への付議に際し、懲戒の対象とされる学生に対して、口頭または文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(7) 懲戒処分の告知と執行

懲戒処分の告知は、学部長等が、当該学生及び保証人に文書をもって行い、その内容を学内に公示する。なお、懲戒を実施した場合、学生の氏名、学生番号等、本人を特定できる情報は明らかにしないものとする。ただし学長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(8) 懲戒処分に関する文書

懲戒処分に関する文書は、別途様式に定める。

(9) 懲戒に関する記録の保存と開示

- ① 懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書は学生支援部で保存する。文書管理の責任者は学生支援部長とする。
- ② 学長は、被処分者から請求があった場合には、当該文書を開示しなければならない。

5. 学生に対する教育と指導

(1) 本ガイドラインの事前周知

- ① 懲戒対象行為と懲戒処分の種類と内容に関しては、掲示ならびに各学部等の学生便覧等により学生に周知されなければならない。
- ② 学生は人身事故を起こした場合は、遅滞無く学生支援部ないしは所属する学部等に届けなければならない。またこの届出義務は掲示ならびに各学部等の学生便覧等により学生に周知されなければならない。

(2) 教育と指導

- ① 事件後並びに処分後において、当該学生に反省を促し、また学習意欲を維持させるための指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。
- ② 当該学生の精神的ケアについては所属学部等とともに学生支援部、保健・医療推進センター等、大学も十分な協力を行わなければならない。

(3) 履修への配慮

停学期間中の期末試験又は履修手続期間については、停学の懲戒処分申し渡しの期日によって、学生の受ける不利益の不平等が無いようにしなければならない。

長崎大学における学生の課外活動手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学（以下「本学」という。）の学生が行う課外活動の健全な発展を推進するために必要な手続等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「課外活動」とは、正課外教育のうち、本学の理念に即して学生が自主的に行う諸活動で、学生生活の充実向上を目的とする活動をいう。

2 この規程において「学生団体」とは、全学的に組織される学生の団体又は学部ごとに組織される学生の団体で、本学の承認を得た団体をいう。

(学生団体設立の申請)

第3条 学生団体を設立しようとするときは、顧問教員を定め、団体設立願に趣旨目的、民主的な運営方法等を明らかにした規約、団体会員名簿等を添えて申請し、長崎大学学生委員会の議を経て、担当理事の承認を受けなければならない。

2 団体規約、顧問教員、代表責任者等に変更が生じたときは、その都度届け出なければならない。

3 第1項による承認は、翌年度の6月末まで有効とし、引き続き団体設立を希望する場合は、当該団体の代表責任者は、毎年5月20日までに更新願を提出しなければならない。

(学生団体の活動)

第4条 学生団体が学内及び学外において大会等（競技会、演奏会、発表会、研修会、学外遠征活動、合宿、集会等の行事を含み、通常の活動を除く。以下同じ。）を主催し、又は大会等に参加しようとするときは、大会等の3日前までに所定の届出書を担当理事に提出しなければならない。この場合において、学内の施設を使用するときは、第11条に規定する手続を経なければならない。

2 前項の大会等の結果について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

3 学生団体は、課外活動を行うに当たり常に顧問教員と密接な連絡を保たなければならない。

4 顧問教員は、課外活動の効果を高めるため、適切な助言を与えるなどの支援を行うものとする。

5 学生団体が学外から指導者及びコーチ（臨時的なものを除く。）、講演者等を招へいしようとするときは、事前に所定の届出書を担当理事に提出しなければならない。

(本学の活動支援)

第5条 本学は、学生団体に対して可能な範囲において、次の支援を行う。

(1) 団体に本学の名称を使用させること。

(2) 課外活動部室を貸与すること。

(3) 学内施設を優先的に利用させること。

(4) 競技会、演奏会、学術発表会等を後援又は協賛すること。

(5) その他本学が必要と認める支援

(学生団体の解散)

第6条 学生団体が解散したときは、団体解散届を担当理事に提出しなければならない。ただし、第3条第3項の更新願を提出しない学生団体は、解散したもののみなす。

(一般学生等の行事)

第7条 学生団体としての承認を受けていない団体及び学生（以下「一般学生等」という。）が学内及び学外において集会等の行事（学外にあっては、本学の名称を用いる場合に限る。）を行おうとするときは、行事の3日前までに所定の願書を担当理事に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、学内の施設を使用するときは、第11条に規定する手続を経なければならない。

2 前項の行事の結果について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(掲示)

第8条 一般学生等又は学生団体が学内及び学外において掲示（学外にあっては、本学の名称を用いる場合に限る。）を行おうとするときは、学生支援課長（部局所管の掲示場を使用しようとするときは、所管部局）に責任者氏名を記載した掲示物を提出し、承認を受けなければならない。

2 学内における掲示は、指定された掲示場以外で行ってはならない。ただし、特に承認された場合は、この限りでない。

(署名運動等)

第9条 一般学生等又は学生団体が学内及び学外において署名運動、寄附金募集等（学外にあっては、本学の名称を用いる場合に限る。）を行おうとするときは、署名運動、寄附金募集等の3日前までに所定の願書を担当理事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の寄附金募集等の結果を求められた場合は、担当理事に報告しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 第7条から前条までに規定する一般学生等又は学生団体の行為が本学の機能を害し、又は学内及び学外の秩序を乱し、学生の本分に反すると認められるときは、担当理事、学生支援課長又は所管部局は、承認を取り消すことがある。

(施設の使用)

第11条 一般学生等又は学生団体が本学の施設を使用しようとするとき（他大学の学生団体等との試合、合同練習、発表会等で使用する場合を含む。）は、代表責任者は、使用の3日前までに所定の願書を学生支援課長（部局所管の施設を使用しようとするときは、所管部局）に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて本学の施設を使用する一般学生等又は学生団体は、職員の指示に従うものとし、使用する一般学生等又は学生団体側に起因する事故が生じた場合は、その責任を負わなければならない。

3 施設使用の許可後においても、本学の行事等のため支障があるときは、許可を取り消すことがある。

(願出、届出等の様式)

第12条 課外活動等に関し必要な願出、届出等の様式は、様式第1号から様式第11号までに定めるもののほか、別に定める。

(事務)

第13条 この規程に定める手続に関する事務（部局に関する事項を除く。）は、学生支援センターにおいて処理する。

附 則

この規程は、平成16年11月26日から施行する。

授業料免除等に係る学業成績基準（環境科学専攻）

1 第1年次

出身大学等において修得した全科目の学力評点が上位2分の1以上の者又は入学試験の成績が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

2 第2年次前期

第1年次末までに標準修得単位数（12単位）を修得し、かつ、修得した授業科目のうち標準修得単位数（12単位）に相当する成績評価上位科目の学力評点の順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

3 第2年次後期

第2年次前期までに標準修得単位数（12単位）を修得し、かつ、修得した授業科目のうち標準修得単位数（12単位）に相当する成績評価上位科目の学力評点の順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

4 長期履修を認められた者については、各年次において以下の標準修得単位数を修得し、かつ、修得した授業科目のうち標準修得単位数に相当する成績評価上位科目の学力評点の順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

(1) 長期履修期間が2年半及び3年間の者

- ① 第1年次 上記1と同じ。
- ② 第2年次（在学期間2年目） 1年次末までに8単位
- ③ 第2年次（在学期間3年目） ②末までに12単位

(2) 長期履修期間が3年半及び4年間の者

- ① 第1年次 上記1と同じ。
- ② 第2年次（在学期間2年目） 1年次末までに6単位
- ③ 第2年次（在学期間3年目） ②末までに8単位
- ④ 第2年次（在学期間4年目） ③末までに12単位

5 学力評点の算出方法

学力評点の算出方法は、次のとおりとする。なお、学力評点は少数点以下第2位を四捨五入する。

第1年次

$$\text{学力評点} = \frac{(\text{AAの単位数} + \text{Aの単位数}) \times 3 + \text{Bの単位数} \times 2 + \text{Cの単位数} \times 1}{\text{総修得単位数}}$$

第2年次

$$\text{学力評点} = \frac{(\text{AAの単位数} + \text{Aの単位数}) \times 3 + \text{Bの単位数} \times 2 + \text{Cの単位数} \times 1}{\text{標準修得単位数}}$$

環境科学部の授業科目の考査における学生の不正行為に関する申し合わせ

平成11年3月4日 教授会決定
平成11年9月22日 一部改正
平成20年1月16日 一部改正
令和2年3月18日 一部改正

環境科学部の授業科目の考査において不正行為を行った学生に対する処置に関して、環境科学部規程第20条（不正行為等）に基づき、次のとおり申し合わせる。

（考査の範囲）

第1条 環境科学部の専門教育科目の考査は、試験、論文、レポート等の方法により原則として各学期末の試験期間（クォーター開講の場合は、その期間の末に行われる試験期間を含む。）又は随時行われるもので、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）シラバスの成績評価の方法欄に掲載されたもの。
- （2）考査を実施することが公示されたもの。

（処置内容）

第2条 不正行為を行った学生に対しては、学則第50条に定める懲戒のほか当該授業科目又はその学期の全ての専門教育科目の単位を与えない等、必要な処置を行うこととする。

（不正行為の届出）

第3条 授業担当教員（試験監督補助者を含む。）は、考査において不正行為の疑いがあると判断した場合は、速やかに学生委員長又は学務係に届けるものとする。

（事情聴取）

第4条 不正行為の疑いがある学生に対する事情聴取は、授業担当教員の立会いの下に、学生委員会及び教務委員会の委員長又は各委員のうち委員長の付託を受けた者（以下、事情聴取者）が行い、所定の事情聴取書を作成するものとする。

（事実認定）

第5条 不正行為に係る事実認定は、事情聴取者による事情聴取の結果を基に、学生委員会が行う。

（事実認定についての異議申立て）

第6条 前条の規定による事実認定に不服がある学生は、学生委員長から事実認定の通知を受けた日から7日以内に文書により学生委員会に異議申立てを行うことができる。
2 学生委員会は、前項の異議申立てがあった場合、必要な調査を行った上、改めて事実認定を行うものとする。

（処置内容の決定及び通知）

第7条 前条の所定の期日までに異議申立てがなかった場合又は異議申立てに基づく事実認定においても不正行為があったと認定された場合、学生委員会は認定内容及び第2条の処置内容を決定の上教授会に諮り、教授会において決定するものとする。
2 学部長は、教授会の決定に基づき、当該学生に文書にて処置内容を通知するものとする。

（処置内容についての異議申立て）

第8条 前条の規定による処置内容に不服がある学生は、学部長から処置内容の通知を受けた日から7日以内に文書により異議申立てを行うことができる。
2 学部長は、前項の異議申立てがあった場合、学生委員会に再審議を求める。学生委員会は再審議を行い、その結果を学部長に報告する。学部長は再審議の結果を教授会に付議し、その審議結果に基づき、改めて審議結果を当該学生に文書にて通知するものとする。
なお、再審議の期間は、処置内容の効力を妨げないものとする。

附 則

この申し合わせは、令和2年4月1日から施行する。

【参考】

環境科学部規程第20条

考査において不正行為を行った者に対しては、学則第50条に定める懲戒のほか当該授業科目又はその学期の全授業科目の単位を与えない等の措置をとることがある。

長崎大学学則第50条

学生が本学の規則に背き大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があったときは、評議会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 （略）

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科長期履修に関する申合せ

平成23年4月1日
水産・環境科学総合研究科教授会決定

長崎大学長期履修規程第9条の規定に基づき、水産・環境科学総合研究科における標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修する場合の取扱いに関し、必要な事項を次のとおり申し合わせる。

- 1 長期履修を申し出ることができる者は、標準修業年限内での修学が困難な事情にあるもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、標準修業年限における最終年次の者を除く。
 - (1) 職業を有し、就業している者
 - (2) 家事、育児、介護等に従事している者
 - (3) 障害のある者
 - (4) その他相当の事由があると認められる者
- 2 長期履修の期間は、標準修業年限（博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年、博士課程（5年一貫制）にあっては5年）の2倍（博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年、博士課程（5年一貫制）にあっては10年）を超えない範囲において、学期を単位として認める。
なお、長期履修を認められた者の休学期間は、標準履修年限とする。ただし、在学期間に算入しない。
- 3 長期履修を希望する者は、別紙申請書により次の各号のいずれかの期日までに研究科長に申し出るものとする。
なお、長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の延長を申し出ることができない。
 - (1) 入学（進学）時から希望する者
入学手続期間終了日
 - (2) 在学生
前期から希望する者：前年度の2月末日
後期から希望する者：当該年度の8月末日
- 4 長期履修の期間短縮又は取りやめ（以下「期間短縮等」という。）を希望する者は、別紙申請書により3の第2号に定めるいずれかの期日までに研究科長に申し出るものとする。ただし、期間短縮等については、在学中1度に限り申し出ることができる。
- 5 長期履修及び期間短縮等を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによるものとする。
- 6 研究科教授会は、長期履修に関する申請書に基づき、長期履修及び期間短縮等の認定の可否を決定し、学長に報告するものとする。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年12月26日から施行する。

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科成績評価ガイドライン

令和2年3月18日

研究科教授会決定

(趣旨)

- 1 成績評価ガイドラインは、大学院教育における成績評価の基準及び方法を明確にし、当該基準等により評価を適切に行うことで、学修の成果に係る評価の客観性及び厳格性の確保を図るものである。

(到達目標)

- 2 各授業科目の到達目標は、学生が当該科目で最低限身に付けなければならないものとし、到達目標の観点は、本研究科のディプロマ・ポリシーを考慮して設定するものとする。

(成績評価の基準)

- 3 成績評価の基準及び評語については、以下を標準とする。

評定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	AA	A以上に優れている
	89～80点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	79～70点	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	69～60点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を習得している
不合格	59点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない

(成績評価方法)

- 4 成績評価は、各授業科目の到達目標に対する達成度合を示すものであり、試験、研究報告その他の方法に基づき行うものとする。

(成績評価の厳格化)

- 5 成績評価にあたっては、成績評価基準に基づき厳格に行い、そのエビデンスを残すものとする。

(成績評価方法の明示)

- 6 各授業科目の成績評価方法は、シラバスに明示するものとする。

(成績評価に対する説明責任)

- 7 学生からの成績評価に関する異議の申し立てがあった場合には、適切に応えるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

水産・環境科学総合研究科における学生の成績評価に関する
異議申立てに関する取扱い要領

令和2年3月18日
研究科教授会決定

1. 学生は、成績の異議申立てがある場合、原則として当該科目の成績公表日から1週間以内に、別に定める様式により学務担当係を経て研究科長に異議申立てを行うことができる。
2. 研究科長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該授業担当教員に事実確認を行うものとする。
3. 当該授業担当教員は、原則として研究科長から事実確認の依頼があった日から1週以内に、別に定める様式により研究科長に回答を行うものとする。
4. 研究科長は、前項の回答内容を踏まえて、当該異議申立てに対する認定内容及び処置内容を決定の上、学生へ通知する。

海洋未来イノベーション教育プログラム

本教育プログラムは、海洋産業創出のための産学官連携拠点の形成、世界をリードする総合的な海洋研究拠点の形成及び海洋産業を担う研究者・技術者の育成を目的に開設されるプログラムです。プログラム対象科目について、所属研究科の科目のみならず、他研究科の科目も履修し、単位を修得することにより、自らの学問的視野を広げ、海洋を多角的にとらえる視座を得てください。

プログラム対象科目は、1. 海洋エネルギーとその利用・マネジメント技術、2. 海洋生物環境と環境モニタリング技術、3. 海洋環境・生態系とその保全、4. 海洋生物資源の持続的生産技術の開発、5. 海洋エネルギーの利活用に資する繁殖システム技術、6. 海洋エネルギーに関する基礎、などに関連した科目群より構成されます。プログラム科目 10 単位以上（海洋開発産業概論 2 単位と他研究科科目 4 単位以上を含む）の修得により、前期課程修了時に、プログラム修了証明書が与えられます。なお、環境科学専攻の学生は、他専攻（水産学専攻）ならびに他研究科（工学研究科）の科目 4 単位までを、環境科学専攻の修了要件単位として算入できます（研究科規程別表 4 を参照のこと。備考欄のプログラムとは海洋未来イノベーション教育プログラムを指す）。

プログラム科目の詳細ならびに履修手続きについては、オリエンテーションにおいて説明します。

環境科学部配置略図

